

参議院商工委員會會議錄第八号

昭和五十年三月十八日(火曜日)

午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林田悠紀夫君
理事

理事

委員

楠 正俊君

熊谷太三郎君

小柳 勇君

五郎君

小笠 公韶君

菅野 億作君

吉正 惠仁君

附身林 聖子

桑名 桑名

中尾 辰義君

藤井 恒男君

魚曰：「然。」

嶋崎 均君

齋藤英雄君

大谷幸太郎君

三枝 英夫君

上谷直牧

事務局側

常任委員會專門
員

員
菜地
拓君

○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。

特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方には順次御発言願います。

つておるわけで、なお、商標においてはあくまでも処理の迅速化ということを主眼にして本法が改正されるということになっておるわけです。

よる問題であるか、さらに、わが国における産業あるいは流通その他の経済機構の差異によるものであるか、この辺のところをひとつ長官の方からつまびらかにしていただきたいと思っています。

○政府委員(齋藤英雄君) ただいまお話がございましたように、わが国の特許、実用新案、意匠、商標、四つの制度と申しますか、法律についての

と申しますのは、たとえば特許、実用新案につきましては、実用新案制度のない国もございます。比較ができない点もございます。

ある国もございます。それからそれ以外、たとえば商標につきましては、日本のように全部出願を審査しているところもありますし、あるいは公告をしまして異議申し立てがあるものだけを審査をするという、いわゆる異議審査制と申しております制度をとつておる国もありますし、というふうに制度が多少ずつ相違をいたしております点がありますので、一概に絶対数だけで比較をすることもできないかと思われるわけでございますが、それにいたしまして也非常にわが国の出願は多いということは、お話のとおりでございますして、私ども実証的にいろいろこれを検討する、分析することは非常にむずかしいと思うのでございます。

もそれだけで研究をいたしまして、ほかの会社と異なる製品、あるいはほかの会社よりもっといい製品をつくらうということではいろいろ研究をされてまして、その結果があるいは特許の出願になりあるいは実用新案の出願になりということ、非常に出願が多くなってくることはなかろうかと思われるわけですね。

うかと思ひます。

それから、なお特許につきましては、ことに昭和三十年代、あるいは三十年代の後半から四十年代につきまして、いわゆる技術革新というものが行われました。したがひまして、それにつきまして非常に出願が多くなつたということも言えるかと思ひますが、ただ蛇足でございますけれども、その場合におきまして、わが国はやはり諸外国から技術導入をして、それに対するいわゆる改良発明と申しますか、そういうふうな発明がむしろ多かつたようにも考えております。いづれにしましても、非常に技術革新の結果、出願が多かつたということはこれは事実でございます。

それから商標につきましては、これもいま申し上げましたように、非常に産業活動が活発化いたしますと同時に、国民生活の水準が向上いたしました結果、各種の需要が多様化をいたしました結果、それに対応するためにいろいろ多種多様の商品が出てまいりました。その中には非常にライフサイクルの短い商品もございます。夏になりますと扇風機で「鈴虫」「松風」でございますとか、そう

いうふうなものが出来まして、その次には別の名前のまた扇風機が出るというふうなことで、一例でございまして、そういうふうなこともございまして、いわゆるライフサイクルが短くなっているような商品もしばしば出てまいります。ごく最近では消費者の節約ムードということ、多少はその点は違つてきておりますけれども、いつときにはそういうことが非常にあったのではなからうかと思ひます。

それと、なおまた私どもの制度的な問題もございまして、と申しますのは、一つはそういうふうな出願が多い結果、処理が追いつかないで未処理案件が非常に多くなつてまいりまして、そのために急場に商標の権利化に間に合わないということ、あらかじめいわゆるストック商標と称するものをあらかじめ出願せざるを得なかつたというふうなこともあろうかと思ひますし、また私どもの方で、これは審議会の小委員会で指摘をされましたけれども、商標の類否を判断をいたします、いわゆる類似の範囲の判断というものが、やや諸外国に比べては狭かつたのではなからうかという点も実は指摘をされております。

それから日本の商標制度は、いわゆる出願のときには使用のエビデンスを要しないということになつております。したがしまして、使用強制、使用義務というものが弱かつたということも言えるのではなからうかと思ひます。したがつて、使用義務が弱いという結果、使用をするということがあらかじめ考えられない商標でも、出願をして権利を取るということが行われたのではあるまいかという点も考えられるわけでありまして、なお、日本の商標の出願手数料は三千年以来でございまして、この出願手数料が昭和三十三年以来であると思ひますが、修正をされておられません。したがしまして、一般的に与えられた権利に比較して非常に低いのではないかとことも言われておりました、そういうことも問題になつておるのではなからうかと思ひます。

商標の点につきましては、実はアンケートを私の方で何回もとりました検討いたしました、いま申し上げましたような点、制度的な面がやはり大体半分ぐらいの割合で回答が参つております。あとの半分は先ほど申し上げました需要の多様化に対応する取り扱い商品数の増加である、あるいはライフサイクルが短い、こういうふうなことを半分ぐらいの割合で回答をいたしておる次第でございまして。

○藤井恒男君 先日の特許庁に作業の実態を私も調査にお伺いしたわけですが、商標といたしましては、特許庁それ自体、それから商標制度の改正に関する答申、工業所有権審議会からも出てくる文書等でも明らかになつて、現在の状況をもつてするならば、商標制度はその存在意義が問われるような危険な状況になつておる。出願件数が年々増加する、出願処理が年を追つて長期化する。したがつて滞りがふえる、滞りがふえるから防衛的な意味でのストック商標を持つたものの商標登録がまた激増する。これはまさに悪循環であつて、このままの状況で推移するならば商標制度が間尺に合わない、産業活動と機能しないという状況になつて、法治国家としてのわが国の産業活動に多大の混乱を与えるということになりかねないと思つております。そういう意味から、本法の改正ということに踏み切つた点は私も理解するところでありまして、この審議会からの答申にもありますように、制度改正及び運用改善を行うとしても、これを實際に運用するのは人間であるので、この点に十分な配慮を払い、審査官、審判官等の量的確保に努めるとともに、その質的向上を一層図るため研修の強化等の措置を講ずることが不可欠である」というふうな結んであるわけですが、私は、そういう点についてお伺いするわけだけども、確かにいままでの法それ自体の問題が点があつたといういまの長官の御説明でございまして、それはそれとして、法改正以前の問題として、たとえばこの商標なら商標の出願に当たるところの産業界の出願の自粛という、いわゆる行政

指導、また産業界それ自体の規律の確立というやうな問題が私共極めて重要であらうと思つております。そういう点を促すことによつて、たとえばストックを一時削減していくというふうな方途は講ぜられないものかどうか、お互いが商標というものを利用するわけだから、お互いが前提に立つて現在の特許庁のキャパシティというものを考えるとき、もう少しぜい肉を落とさうというふうな努力がなされないものかどうか。私聞るところによれば、産業界の中では自粛申し合はせというものを、先日特許庁からいただいた資料などを見てみましても、その自粛を行つた以降のデータなどによれば、出願件数は毎月これは減つておる。

恐らくこの通産省のデータには、四十七年までしか印刷物にはならないのだけれど、四十八年、四十九年の暦月の出願傾向というものを私先日特許庁からいただいたのです。この表によれば、四十八年は四十七年よりも、そして四十九年は四十八年よりも減少傾向をたどつておる。このことは法改正以前の問題としてこの出願する側の自粛によつて行われておるもの、この辺のところは、特許庁としても十分注目すべきことじゃないだろうかというふうな思ふのです。この辺についての状況をひとつお聞かせいただきたいのと、それから、これを処理する側の特許庁における処理のための努力、たとえば滞りを減らすための努力、そして審査をさらに合理化するための努力、こういう合理的化努力というものがなされておるのかどうか。たとえば悪いかわからぬけれど、これが民間産業であれば、いまの特許庁のような業務の状態であれば、早くこれは破産しておるわけで、事業としては成り立つていない。したがつて、ここまでくるまでの間にもっと特許庁自体が、たとえば事務の機械化、あるいは標準作業動作その他また不必要な作業行程のカットなど、自主努力をする必要があつたのではないだろうか、それがどのようになされておるのか。この辺のところをまずお聞きしたいと思ふ。

○政府委員(齋藤英雄君) 最近の、ことに商標に

おきます出願の状況は先生のお話のとおりでございまして、重複いたしますが、四十九年の十二月には出願で一万九百三十七件、五十年の一月に入りましては一万二千六百九十七件、二月は一万一千二百五十三件、前年のたとえば二月は一万三千三百十一件でございましたから、それと比較いたしますと、四十八年度より四十九年度の方が出願が落ちついておるといふことはおっしゃるとおりでございまして。これはお話もございましたように、業界の皆様方の自粛というものは、これは非常にその方面に影響があるのではあるまいかと思つております。なお商標の出願は、これをやや長期的に見ますと、景気動向にかなり大きく左右をされておるわけでもございまして、不況期としては昭和三十七年あるいは昭和四十年、昭和四十五年、四十六年、あの当時の出願の動向をその前後と比較をしてみますと、多少のズレはございますけれども、実質GNPとの相関度がかなり高い傾向になつております。したがしまして、現在出願が減つておりますのは、業界の方で自粛をされることを、私どもも非常に賛成でございまして、かつそういうふうなお願いをしたこともございまして。その結果であると思ひますけれども、もう一つは景気動向によりまして、やはりかなり大きく左右をされておるのではあるまいかというふうな感じがいたします。

それから第二番目の、それでは特許庁において、従来どういふふうな努力をしておるかという御質問でございまして、私どももまず定員の増加ということ、これは昭和三十五年当時比べまして、現在はほぼ三倍以上の定員になつておりますが、というふうな努力をいたしてまいつたわけでもございまして。しかしながら、この定員の増加によりまして、処理能力を際限なく向上させるということにつきましては、これはやはりおのずから限度もございまして、かつ国民経済的に見て、これが際限なく定員をふやすということがいいことであるかどうかということは、非常にやはり問題があるうかと存する次第でございまして。したがしまして、

ほかの手段でいろいろやる方法がないだろうかというのを当然考えざるを得ないわけでございます。

それで、私どもは商標の審査官の増員、これは量の問題でございますが、と同時に研修制度を強化をいたしまして、質の向上を図ることをいままですめておりますし、今後またこれをやるつもりでございます。それから事務処理につきましまして、いわゆるコンピューターを数年前から導入をいたしております、これは出願から審査に行きまして、それから公報に出しまして、いいものは登録をするという一連のいわば流れ作業のような書類の流れがございますが、そのどこか一つ詰まっております、まず私どもは出願の機械化ということを考えてまして、これは数年前から出願関係にはコンピューターを導入をして、機械化の迅速な処理を図っております。先般ごらんをいただきましたような、あれは特許、実用新案の方だったかと思いますが、いわゆる自動起案と申しまして、一定の期間がきたら自動的に起案ができるようなそういうふうな処理、これは特実の方、特許、実用新案の方をごらんいただいたと思いますが、そういうふうなことで努力をいたしてまいったわけでございます。

それからなお、出願が出ました場合には、こういう出願が出たという出願速報を関係の方面に配りまして重複の出願が出ないような、そういうふうな努力もいたしておるわけでございます。そういうふうないろいろなことをやっておりますが、今後といたしましては、やはり中心になります商標の検索自身、審査自身を機械検索でやろうというところで、これを二年前から実は研究いたしておりますが、現在テスト中でございまして、来年の後半になりますと、ほぼ部分的ではございますけれども実用化されるのではあるまいかというふうな考えております。それ以外に登録関係につきましても、さらにコンピューター化を進めるように私どもは考えております。諸般の合理化努力を今

後とも続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤井恒男君 私是非常に悲観的に物を見ておるわけですが、特許庁から出た書類をもとに見てみましても、仮に今度の法改正を行わず、現在の審査官の頭数で、現在の制度で推移したとするならば、あと五年後には滞貨がおよそ百五十万件になつて、処理要件が、処理に要する期間がおよそ十年になるという試算が出ておるわけです。これはいまの状態がこのまま推移したとしたらそういうことになる。こうなればもう商標法というものは全く意味をなさない。特許庁はパンクするということになるわけで、そんなことになれば大変なことです。仮にそれを除去して、諸外国に見られるように十五ヵ月持つていくというわけですから、天と地ほどの相違ですね。そのための法改正、ここに行われる法改正がいま言ったように十年を要し、百五十万件の滞貨を持つてであろうと想定されるものを十五ヵ月に短縮するということと私は思う。その自信があるのかどうか、どれぐらゐの見通しを持つておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思う。

○政府委員(商標局長) 商標制度の現状につきましてはいまお話のございましたとおりでございますが、ごく最近の状況といたしまして、これも御指摘のございましたように、景気動向なりあるいは自粛ということでも多少出願の数が減つておりますので、いまお話のございましたような状況にはそのままではないかとは存じます。しかしながら私どもは、それは景気動向があるいは回復すればまた出願もふえるということも当然考えられますので、これに對しましてその対策を考えたいわけでございます。それで、その対策を考えます場合に、実は商標の小委員会の中でもいろいろ御意見ございましたし、私どももいろいろ研究をいたしたわけでございまして、いろいろな制度がありまして、たとえばドイツの制度でございまして、これはドイツは第二次大戦後、出願が非常にふえまして、審査官の質も集まらないということで、こ

れは出願を審査することを放棄をいたしまして、全部公告をいたしまして、異議の出でたものをだけ審査をするという制度に切りかえました。いわゆる簡略審査制度ということになりました。

それからアメリカにおきましては、これは使用義務というものが現在、日本の法律よりは非常にきついでございまして、出願をしますときに、使用しているという事実、証明書を出さなければ出願の審査をしないということでございます。それから、その出願自体が使用の事実によつてチェックをされていくという事態もございまして、そういうふうないろいろな制度がございまして、それらを私どもはいろいろ検討いたしました。しかしながら、現在の実情を考えますと、こういう制度につきましてはそれぞれいろいろの難点がございまして、それを採用することを私どもはやめまして、それにかわり、あるいはそれと同じような効果を持つていわれる使用義務の強化という現在の制度を取り入れたらいかであるかというふうなことを考えたわけでございます。

これによりまして、非常に大ざっぱに申し上げますと、私どもは現在の景気動向で落ちておる分、あるいは自粛して落ちておる分を一応査証しまして、平常の状態と申しますか、従来の延長線の出願数があると仮定をいたしました場合において、その数のおおむね三〇％ぐらいをこの制度改正によりまして減少するというのを考えておるわけでございます。もちろん、これは先行きの問題でございまして、いろいろその辺の変化はあるうかと思ひますが、各種の調査をいたしました結果、大体出願の減少効果が、更新登録出願のチェックでありますとか、不使用商標の不使用取り消し審判の準証責任の転換でありますとか、あるいは料金改定でありますとか、あるいは出願時の業務請求でありますとか、そういうものを全部一応足しまして、おおよそ三割ぐらいの出願減になるんじゃないかというのを考えております。

なお、これ以外に先ほど申し上げましたいわけの類似範囲の拡大ということも、これは運用面において私どもは現在検討中でございます。そういうふうな効果もあるうかと思ひます。それがそれぞれ時期的に多少ずつずれて効果が出てまいります関係上、大体五十一年以降で出願としては二五％から三〇％程度ぐらいは平年度化する場合には減るといふふうに考えております。それで一応出願の伸びと審査の能力の向上、と申しますのは、これはコンピューターで機械検索をやる場合において処理能力がふえるということでございますが、そういうことを双方勘案いたしまして、大体五年後には一年二、三ヵ月ぐらい、場合によりましては、状況いかにによりましてはもう少し短くなるというふうな計算をいたしておるわけでございます。

○藤井恒男君 この昭和四十五年ですね、昭和四十五年に平均要処理期間というのが二年十ヵ月と、ここだけのことと落ちておるといふか、短縮しておるわけですね。これは何か特別の商標を用いたものかどうか。どうですか、四十五年。

○政府委員(商標局長) ただいまお話がございましたように、昭和四十五年は平均の要処理期間が二年十ヵ月になっております。その前の四十四年が三年三ヵ月でございまして、この期間間は非常に短くなつております。詳しくこの分析をいたしませんと出てまいりませんが、処理の件数を拝見いたしますと、四十四年度がおおむね七万件で、四十五年度が九万五千件でございまして、このときにかなり処理の件数が上がつておるという結果であるかと思ひます。

なお、これは出願の伸びでございますけれども、四十五年はいわゆる景気が悪くなりつつある年でございまして、そういう関係で、四十四年の出願の伸びが二五・三％の伸びでございましたのに比べまして、四十五年は一三・六％でございまして、ここではちょっと伸び率自身はやや少し縮まったということもあるうかと思ひます。そういうふうないろいろなことを総合しまして、平均の要処理期間が多少この点で縮まつておるといふところではなからうかと存する次第でございます。

○藤井恒男君 これは別に審査の方法の考案とか、そういう処理の短縮化という努力によるものではなく、自然現象として減つておるといふだけのことですね。

○政府委員(齋藤英雄君) 毎年合理化の努力はいたしておりますが、特にこの年だけ特別に何か施策を講じたということとは、私聞いておりません。

○藤井恒男君 それじゃ、話題を少し変えて、特許法の内容について御質問したいと思うわけです。

一つは、裁定制度の強化ということについてでございますが、法案の九十二条第四項で、利用発明ケースの逆裁定の請求期間を答弁書提出期間に限っているわけですが、この期間は、答弁書にある手続のところで記載しておる期間と承知してよろしいですか。

○政府委員(齋藤英雄君) ただいまお尋ねがございました九十二条の改正は、いわゆる従来後願者から先願者に対して実施権の裁定の請求ができるということになっておりましたものを、今回、先願者から後願者に対しても実施権の裁定を請求することができるといふ規定の一環であらうかと存じます。その場合におきまして、後になりましてから、非常に長い期間たつてから先願者からその請求が出るということになりますと、裁定自身が、手続が非常に遅延をするというふうに考えられますので、一定の期間を限つたわけでございます。したがって、いま御質問がございましたのは、裁定制度の運用要領草案の中にございまして、期間を指定して答弁書の提出を求めるという、たとえば国内では四十日、外国では三ヶ月というところをお示しであるかと存じますが、そのとおりでございます。

○藤井恒男君 結局九十二条の第四項で、先ほども申したように、利用発明ケースの逆裁定の請求期間を答弁書提出期間に限っている。それは国内の場合では四十日であるということになると、この期間に利用発明の価値判断を下すというケースはむしろではないかというふうに思われるわけですが、この期間の制限というものは、四十日と

いうふうにきまつてどうしても限らなければならぬものかどうか。むしろ答弁書を提出する側に立てば、期間はある程度弾力性を持たせてもらわなければ、的確な答弁書の提出ができないというような希望もあるわけなんです。この辺のところについて、まさにこれは運用の問題だけ、どのように今後なさるおつもりか。どうしても四十日というのは、一日もこれは曲げることができないんだという性質のものであるか否か、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 先ほど申し上げましたように、この期間が非常に長い場合には、裁定手続自身が非常に遅延をいたしまして、それぞれ請求者、被請求者双方に不便な点があるかと存じますので、一定のやはり期間内にすることは非常に必要ではなからうかと存じます。

ただ、その裁定を出さず前の前提といたしまして、双方の先願者、後願者それぞれいろいろ協議をいたしまして、協議をしてまらなかつた結果、特許庁長官に裁定申請が出てくるわけでございまして、その前にいろいろ何と申しますとか、特許権あるいはその実施権の価値でありますとか、どのくらい対価が適当だとそれぞれ考えておるかとか、支払いの条件でありますとか、そういういろいろなものにつきますと、双方協議のうちには大体見当がついて、最後にどうしてまともにならないという場合に特許庁長官に裁定申請がありますので、その期間がそれほど長く、その前に協議をしております関係上、それほど長い必要はないからうかと存じております。しかしながら、この期間は、四十日というのは指定をするわけでございまして、これはあくまで運用でございます。したがって、その状況によりましては、いま申し上げましたような原則なり精神を考えました上で、四十日がいずれも過ぎたらだめだ、そういうものではないような運用にいたしたいというふうに考えております。

○藤井恒男君 いま答弁にありましたように、利用発明の価値判断を下すということはなかなか内容

容そのものによりけりだけれど、非常に複雑な場合などは、さらに日数を要する場合もあり得るわけですから、長官の御答弁のように、運用の面においてしかるべき措置をとっていただきたいと思ひます。

それから多項制の採用についてですが、法律的には、この多項制の問題についてはきまつて解明されておるというふうに特許庁の方ではお考えのようでございしますが、これを読む側から見ると、非常に混同しておるようには思へないわけなんです。したがって、その辺についてお伺いいたします。

まず最初に、この多項制採用それ自体は、特許制度というものが国際化につながるものであつて、これを採用することについては私も異論がないし、時宜を得たものであらうというふうに思ふわけですが、この三十六条の第五項、一発明多項と、三十八条の一号から三号、これは併合出願、従来から書かれておる併合出願という条項になるわけですが、この一発明多項と併合出願と分離した、分離した概念として、多項制を導入するということが実務上混乱を招く懸念はないかどうか。この一発明多項と併合出願というように二つの概念に分離して多項制をとらえて運用しておるという国は外国にはないというふうに私は聞いておる。長官の方では、元来わが国では単項制であつた、そしてそのもとにおける長い年月を経た集積であるから、したがって、勢いわが国としてはこういう併合の形をとるんだというふうなお話もあつたように私聞いておるわけなんです。この辺実務の上においてもう少しすっきりしないものかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(齋藤英雄君) お話がございましたように、三十六条の五項にただし書きを加えました。「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない」、この規定で俗に言っております、すいわけの多項制に移行しよう、こういうことでございますが、この三十六条に言っております特許を受けようとする者は、こういうふうな願書を

特許庁長官に提出しなければならないという、その願書の中の請求範囲の書き方の改正ということに相なつております。それで、この願書を出します場合に、日本の特許法におきましては一発明につきまして一つの願書を出すというのが原則でございます。後で三十八条の関係を申し上げますが、それがまず原則でございます。したがって、一発明一出願というものが大原則になっております。その一発明というものは特許法の二条によりまして定義をいたしております。

それから、この発明というものの俗に言われます単位と言いますが、われわれカテゴリーと言っておりますが、そういうものが日本の特許法では物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明という三つにカテゴリーが分かれております。それはほかの国の法律にそういう定義をしたところは私どもの記憶ではないわけでございまして。そういうふうな発明というものの、その発明の単位というものがこれとこれというふうにはつきり定義をしておいて、その定義のもとに出願の様式なりそれ以外の審査なりというものが行われておりますと同時に、権利自身も一発明につきまして一つの権利というところで構成をされておるのが日本の特許法でございます。

したがって三十六条の五項の「発明の実施態様を併せて記載することを妨げない」という意味でございまして、これは一発明につきまさない事項を記載をいたしまして、そこにただし書きがついておるわけですが、書きまして、それに「発明の実施態様を併せて記載することを妨げない」ということでございまして、そうしますと、その発明でございまして、前に書きました発明の構成のその発明の実施態様でございまして、したがって、その請求範囲に書いてあります。その範囲は一発明の範囲でございまして、したがって、俗に言います、その第一項に書きまします発明の必須要件と同じその範囲におきます発明の実施態様を二項、実施態様が三つあれば二、三、四項

というふうに記載をするわけでございます。したがいまして三十六条に關します限りは、多項になりまして、その多項のグループというものはあくまでもワングループでございます。ワングループ、一発明の範囲内のものでございます。

ただ、その一発明の範囲内のものでございますが、そうしますと、それでは実施態様というものはどういふものかということになるかと思ひますが、要するに実施態様と申しますのは、そのいまの第一項で書きます一般的なものを引用をいたしまして、その発明の、一発明の範囲内ではございますが、第二項には第一項を引用しまして、その発明の構成に欠くことができない事項に、その全部または一部を限定した技術的事項を加えるというふうで実施態様を書くというのが第二項目に書く実施態様でございます。それで、二項、三項以下いずれも実施態様でございます。それが一発明でございます。で、一発明をかりにワングループとしますと、そのワングループである一発明と、三十八条にあります相互に關係のある、これは別発明であります。別発明でありますが、たとえば物の発明と、それを生産する方法の発明というふうな、そういう關係がありますものだけに過ぎましては、別発明であつてもこれは一出願でできるというだけでございまして、要するに、発明としては別々のものがあわせて一つの願書で提出されますよというものが三十八条でございます。したがひまして、それぞれの一発明に多項がついておりますから、三十八条の場合には、そのツィグループなりスィグループなり発明の違つた発明がございまして、多項にそれぞれなつておるわけでございます。あるいは場合によつては、それが実施態様を書く必要がなければあるものは単項になつてゐるかもしれません。そういうふうなかつこうになるわけでございます。

いま申し上げましたのが、今回私どもが改正しようと思つておりますその内容でございますが、いろいろ考え方がございまして、そうじゃなくて、日本のように物の発明なり、方法の発明なり、生

産方法の発明という、そういうふうな発明のカテゴリー別にしないで、それを一つの技術的思想の総括と言ひますか、一般的な技術的思想と言ひますか、それでもつて包含できるものは一発明と考えたらいいじゃないかと。そうすれば物なり方法なり何とかというものを一つにまとめたものを一発明とすれば、いまのように併合出願というものはそれは併合の關係にある両方の発明というのは一発明というふうな考へて、併合出願をやめてしまつて、三十六条のような一発明一出願の原則でいけるんじゃないかというふうな考へ方もないわけではございません。

しかしながら、もしそれを行います場合には、諸外国で私どもの例をいろいろ二年半かかりまして検討いたしました、外国にはその発明というものに対してはつきりした単位あるいは概念と申しますか、それが必ずしもはつきりいたしておりません。これは判例によりまして逐次決まつてきておられます。ある場合には方法だけで一発明として許されている場合もありまして、ある場合は、もつとそれを広いものも含めたもので許されている場合もあります。簡単に言ひますと、俗な言葉で恐縮でございますが、伸縮自在になつております。それで日本のように法律概念的にきちり論理的に決められた場合には、外国、たとえばアメリカならアメリカのそういう伸縮自在というのは非常に言い過ぎかもしれませんが、そういう考へ方は日本の法制にはなじまないのでございます。

もしそれをとる場合には、日本の現在われわれがやつておりますいわゆる運用なり、あるいは裁判所の判決なり何なりを全部変へませんとそれはできないわけでございます。基本的な特許法の改正を要するわけでございます。そういうふうなことを考へまして、しかしながら、もしそれがどうしても必要である場合には、私どもはそれを考へざるを得ないわけでございますが、いま御説明申し上げましたような多項制で國際的にも十分通用をするものであると同時に、出願人あるいは特許

庁内部の審査をする場合において、それとほとんど同様の効果を得るというふうな判断をいたしたもので、現在の制度を私どもは採用したい。こういうふうな考へておる次第でございます。○藤井恒男君 この三十六条がいわゆる一発明の多項制であつて、三十八条が一発明一出願というものの併合であるというこの分離した法文の趣旨については、もうよくわかるんです。御説明のとおりだと思ふんです。ただ運用の問題で、特に発明のカテゴリーが同一の場合に、一発明多項と併合出願とをどう區別して運用するのか、この両者の運用で明確に區別しようとするなら、せつかく今度法改正で、多項制への移行ということで三十六条第五項にたし書きが追加されたわけだけども、この多項制採用のメリットが失われるんじゃないか。発明の概念がわが国と諸外国で違ふ、そして導く概念のもとに諸外国では多項制を現に採用してきておるし、わが国は単項制であつたという、その違いもわかるわけです。しかし、諸外国とレベルをそろえていこうという趣旨に基づいて多項制を採用していこうとするなら、この多項制といふものを諸外国と同じような、同一という概念までは持つていけぬとしても、前向きにとらえて三十六条と三十八条というものを一体化する、そして、料金体系も請求範囲数にスライドする、というような方法も考へられると思うわけです。特にこの一カテゴリーの発明という場合には、私は、非常にこの運用上で混乱するんじゃないだろうかという危惧を持つてゐますが、重ねてその辺のところを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) ただいまお話がございました、特に三十八条のたし書きの一号の關係の御質問であらうかと思ひます。確かに一号は非常にむずかしい表現になつておりました、同一カテゴリーのものにつきまして三十八条一号で多少それが――まあ言葉としては少し食い違つておるような、そういうものに関しての実規定でございます。この一号は、しかしながら、それぞ

の発明とは、あくまでもこれは別発明でございまして、同一発明ではないわけでございます。このところ、實務に当たりましていろいろその辺の混乱があらうかと思ひますが、いま從來と一発明の概念は全く変わつておりません。したがひまして、まずその方面の混乱はないのではないかとと思ひます。

それから二番目に、多項になりました場合のその実施態様というものにつきまして、これは実施態様を書く場合に、いまのたし書きの発明と用途発明との關係であるとかというものにつきましては、それが現在、物の発明と用途発明とは別発明でございまして、それが実施態様にまぎらわしいようなことになりやしないかというふうなことも懸念されないうわけではございません。したがひまして、その辺につきましては、私どももこれは運用要領なり、その他いろいろ各方面にもちろん十分御説明もいたさなければなりませんし、そういう方向でその内容をもつと明瞭にいたしたいと存じております。事柄によりましては、ケイ・ス・バイ・ケースでいろいろ實際的に問題が出てくる場合も、当然、新しい制度でございまして、ある場合もあるかと思ひます。私どもその辺の運用要領によりこれを、私いま申し上げましたことをもつとブレイクダウンして、あるいは実施例等、實際の例等も加へまして、わかりやすい運用要領もつくりまして、それを各方面にPRを大いにしたい、そういうことによりまして、制度が新しく始まります場合のいわゆる移行期と申しますか、そういうものに対処したいというふうな考へております。

○藤井恒男君 この三十六条の実施態様というものが、この多項制採用と同時に非常に重要な問題になるわけですが、この実施態様というものは、いまのお話ですと、運用の面で、事前にこの実施態様の説明等を行つて遺憾なきを期したいというお話ですが、この実施態様それ自体を法文上に明確にしていこうというところは全く考へられないこ

とかどうかですね。

それからもう一つ、その三十六条の第六項は四十九条の拒絶査定根拠条文になっておるわけですが、「特許請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより」というふうになっております。この件についても、この実体的事項を省令で定めるところについては、いささか多項制というものを目玉として取り上げたときに問題があるのじゃないだろうかというふうにも思われるわけなんです。その辺実務としてどういうふうに今後スケジュール的に行っていくのか、聞かしてもらいたいと思う。

○政府委員(齋藤英雄君) 第一のお尋ねがございました「その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない」というこのただし書きにつきましては、私も、従来大正十年法にありました表現を使いまして、各方面でいろいろそれに対して御議論があることも承知をいたしております。したがって、その実施態様自身というもののにつきましては、そのまゝ概念といえますか、そういうものを一義的にいいますか、規定することはなかなかむずかしい点も表現上あろうかと思ひますが、その点につきましては、適当な表現がもし私どもの方でも見つかれば、あるいは各方面の御意見もお聞きいたしますし、あるいは委員会の御議論におきまして適当な表現、より適切な表現がございすれば、より適切な表現にすることにつきましては、私もやぶさかではございません。

それから、第二番目の省令でございすれども六項の「通商産業省令で定めるところにより、しななければならない」ということでございすが、これは先ほどお話がございましたように、四十九条の拒絶理由に今回はいたしてあります。それでこの省令の内容は、実はその「特許請求の範囲の記載は、通商産業省令で定めるところにより、しななければならない」という規定に相なっております。特許請求の範囲の記載について通商産業省令で定めるところでございす。したがって、この辺は非常に明確とまでは申せませんが、

れども、主としてその記載の方法を通商産業省令で決めるということでございますので、私どもは、その記載が非常に不備な場合は、現行法におきまして、たとえば現行法で方式違背というのがございまして、特許法十七条第二項第二号というのがございまして、そういうところで方式違背の場合にはこれは補正命令を出しまして、その補正で聞かなければ十八条で出願無効になるという規定がございまして、そういうふうな、その方式自身は実はこれは委任省令ではありませんが、実施省令でございまして、特許法施行規則という実施省令で、たとえば日本語で書かなければいけないとか、そういうことでなければいけないというのはいわゆる実施省令で、施行規則で書いてあります。その施行規則違反の場合には、方式違背ということで補正命令を出しまして、それでその補正にに応じない場合には十八条で出願無効になるわけでございます。出願はないことになってしまふわけでございます。そういうふうなことを考えますと、今回のこの「記載は、通商産業省令で定めるところにより」という委任の方法は、それと比較いたしましては省令に大幅の委任をしたということにはならないのではあるまいかというふうに考えるわけでございます。

なお、蛇足でございますけれども、各国の特許法令、これは必ずしも比較にはなりません。制度が違ひますから比較にはなりませんけれども、大体こういうふうな請求範囲の書き方なり多項制のこの書き方自身につきましては、実は省令という制度で決めておるものが多うございまして、省令というものでほとんど決めております。

それからなお、われわれが今後数年後に入ろうと思っておりますいわゆる特許協力条約——PCTでございすが、PCTの規定におきましてものと、いま私どもが御説明申し上げております内容はいわゆるルールと申しまして、条文の本文ではございせん、その付属規則と申しますか、付属規則に決まっております。そういう次第でございすので、国際的に見ましても、記載を省

令で決めるということにつきましては、私どもそれほど大幅な委任を省令にしたというふうには考えていない次第でございす。

○藤井恒男君 それでは、時間の関係もありまして、商標の方に入りたいと思つておりますが、不使用商標の取り消しに当たつて準証責任が商標権者に転換されることになるとは、いわゆる使用証明というものを今度は出すことになるわけですね。この使用証明というものはどういう形式になるのか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) 今回は商標の使用義務を強化いたしまして、使用の証明書を出させることになるわけでございますが、今回の使用義務の強化は、御案内のように二つございまして、一つは、不使用——使っていない商標を取り消すという審判請求をするという、その場合における準証責任の転換ということが一つでございす。この場合は審判でございすからして、商標権者、いわゆる被請求人である商標権者がどういふところで立証するかということは、商標権者の随意でございまして、その出した証をされたという、審判官が確かにこれは立証をされておるという、その心証が形成されればよろしいのでございまして、形式あるいはその内容につきましては何ら規定をいたしてもありませんし、自由でございす。

それから、蛇足でございますが、第二番目の更新登録で、十年たちました場合に、使用しているかどうかをチェックをいたしますが、それは職権でチェックを、審査をするわけでございます。職権で審査いたします場合には、当然これは審査促進ということも私どもは考えました制度でございすために、一定の期間内に定型的に処理をされることを望ましいわけにございまして、そのためにこれは審査というふうな考えでございす。その審査の場合には、通常の更新登録出願の願書とともに、その証明をすべき、たとえば写真でございすとか、カタログでございすとか、あるいは場合はよりましては広告でございすとか、そ

ういう使用をしておりますという事実を証するものを添えて出していなければ結構であらう、こういうふうな考えております。

○藤井恒男君 これは意地悪な質問かも知れませんが、従来と違つて十年ごとの更新の折に、いまお話にありましたような、書面を整えなければならぬということになってくるわけですが、そのことが滞貨を減少す道だということですが、そうすると、この更新登録をするより、新たに申請して出願すればいいじゃないか、その方が便であるというふうな発想が成り立たないかどうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 確かにお話がございましたように、更新登録をいたしました場合の方が、登録料が倍になりますから高くなります。したがって、更新をいたしました方が二分の一の登録料で済むじゃないかというふうなことを考えられるかと存じます。しかしながら、この辺は出願者の随意でございすけれども、非常に危険があるわけでございます。と申しますのは、商標制度は言うまでもなく先願主義でございすからして、もしその間に、ペンディングになっております出願で同一のものがあり、あるいは類似のものがありまして、それが切れた途端に出願をいたしました場合には、その前にペンディングになっていた審査中の同一または類似の商標がありまして、更新して新願しますと、それは後願でございすから当然拒絶になります。そういう非常に大きなリスクがあります。そのリスクを覚悟の上で出される場合には、それはそういう方法もあるかと思ひます。

○藤井恒男君 そういった意味で、この周知標章を保護するというような意味から、翻つて出願件数の多発を招くのではないだろうかというふうな危惧も一部にあるわけなんです。その辺のところをどういふふうにお考えになるか。あるいは自己の商標を、いま言ったような形で防衛するということから、この特許庁から出ている文書の中に、ブローカー出願の増加の傾向等について危惧する向きもあるんだけど、実態的にそれはどういふ

うに推移すると見ておられるか。

〔委員長退席、理事補正俊君着席〕

○政府委員(齋藤英雄君) いまお話がございましたように、更新登録出願をしないで新標に回るのはないだろうかというふうな議論も、私も審議会の小委員会で議論しておりますうちに、多少そういうふうな意見もございました。しかしながら、いま申し上げましたような、非常な危険があるということが一つと、それから十年間使わなかつたということもございますからして、これにつきましては、十年間あるいは十年たつたその時点における過去三年間使わなかつたということでございますからして、大体その商標は、当該その方にとりましてはほとんど意味のないものであるというふうなことが考えられます。それで、そういうようなことを総合しまして、私どもの方はアンケート調査等を二回くらいいたしましたして、やはりこの制度を採用いたしますことによりまして、全体的に差し引き多数の出願の減になるというふうな結果が出ております。そういうことを総合いたしましたして、私どもの方はこの制度をとりますことによりまして、出願が全般的に減少するのではあるまいかというふうなことを考へておる次第でございます。

それから第二点目の、商標のプロローカの問題でございますけれども、これは私も第一に考へておりますのは、現在省令でやろうかと思っておりますが、商標を出願をします人の業務を願書に記載をさせまして、その業務と指定商品とを比較をいたしまして、その指定商品と当該業務によつては使用する蓋然性がないと考へた場合には、それを拒絶査定をするということを考へております。これは答申の中にもそれが指摘をされております。そういうことによりまして、まあ真正でない出願をされる場合は別でございますが、もし真正な出願をされる場合には、その業務と指定商品とは結びつきませんから、当然これは拒絶査定になるというふうな考へております。それからなお、非常にいままで数年間使つておられまして、

あるいはごく短期間でやめられたというふうな場合で非常に著名な商標、あるいは周知標章になりまして拒絶査定には、後願者は商標法四条によりまして拒絶査定になります。したがって、周知標章あるいは著名商標につきましては、登録がない場合でもそれはそれなりに保護される、そういうふうな法体系になっております。

〔理事補正俊君退席、委員長着席〕

○藤井恒男君 このいまおっしゃつた出願する人の業務の蓋然性の問題について記載せしめるといふことになる、それだけまた審査が複雑になるということになる、あるいは筆証責任が転換されるということになるわけだから、悪く言えばいまのプロローカ的な形での、何といひますか、裏での行為が頻発するといふようなことも、悪く解釈すれば出てくるわけで、この辺のところは十分意を注いでいかなければせつかくの法の改正の趣旨が逆に作用して、審査事項は多くなる、また、その意味での遅滞を来すといふことになりかねない。この辺は十分注意していただきたいと思ふわけです。それから、何といひても滞貨が多いということでございます。それを減らしたいということだけ、登録を抹消する場合の放棄代は一件について五百円というのが現在かかつておるので、これは五百円というの金額的には少ないけれど、先ほどもちよつと私申したように、業界側で自肅すればがたつと何万件か出願が減るわけですね。したがって、業界に対する行政指導も必要だし、いま持つておる不使用登録を落とせ、また、それに協力すべきであるという趣旨の申し出を当然しなければいかぬわけだけれど、その場合に登録を抹消すると五百円ずつ持つてこいよというのは、これはいかにもおかしいと思ふのです。

繊維産業なんかの場合には、過剰設備を廃棄すれば十六年間無利子の金を貸すというふうな制度すらあるわけだから、だから、奨励金を出せとまでは私は言いませんけれど、奨励金を出したつておかしくないのですよ、これは現実にはいまの状

況を見ると、奨励金を出してでも減らしてくれといふこともおかしくないのだけれど、せめて五百円は取らぬと。運用の面で所官庁が導くようです。大蔵省だといふことだけれど、何か特許庁でその辺の便法を考へて、いまの五十万円の荷を仮に半分にでもすれば、ずいぶん目の前が開けてくるわけでしょう、その辺を考へるべきだと私思ふのだけれど、どうでしょう。

○政府委員(齋藤英雄君) お説のとおり、登録を抹消いたします場合には、登録免許税法によりまして一件につき五百円の税金がかかるわけでございます。それで実は私どもの方も、これは関係の業界といふいろいろお話をいたしますときに、そういう御要望も少々出てまいりましたし、また、その御要望は現在の状況にかんがみますと、まことに無理からぬことじゃないかと思つておりました。それで、ただ、これはお話ございましたように税金でございます。

それで、その方面で便宜的にできるかできないかといふことも実は部内でかなり検討をいたしました。しかしながら、これはまあいけば登録免許税を抹消する場合の、いわゆる一種の手数料的なものであるからといふ主張がございまして、この抹消手続だけを免除するのは非常にむずかしいという議論が一方で出てまいりました。これは当庁内で出たわけではございませんで、ほかのところから出てまいりました。したがって、現在そのことはそのままになっております。おりますが、このことにつきましては、私ども御指摘の点につきましては、十分これは考へなければいけないのはあるまいかと考へます。したがって、今回の法律改正には間に合いません結果に相なりましていただいても、この点は私も前向きの方で検討したいといふふうな考へております。

○藤井恒男君 これは次官、私、大臣の質問は、きょう大臣お見えじゃないから留保するわけだけれど、それは委員長よろしいわけですね。次官にお願ひしておきますが、いまの問題ですね、これは大蔵省の管轄の問題で、やはり政治的な判断を必

要とするものだと思うのです。だから法改正といふことじゃなくて、何らかの便法を講じて、とにかく、いまある滞貨といふものを減らすといふための特別な措置を特許庁で考へるべきだ。たとえば前向きなことではあります、機械検査機を導入するといふことになれば、これはもう何億もの金もかかることだし、また、そのことは必要なことなだけだけれど、しかし、それは機械検査でこれからの出願処理を縮小し、短期間にやろうということと同時に、いまの滞貨を減らすということとはそれと同じくらいウェットとして大事なことです。五百円取られたつていいわけだけれど、それ以外に奨励的な方法を行うといふことだつて考へられないわけじゃない。したがって、その辺のところを一度よく大臣とも、次官、相談しておいていただきたい。私は改めてこの点については御質問申し上げたいと思ふ。よろしいですか。

○政府委員(嶋崎均君) ただいま藤井委員からお話がありました商標出願の処理を促進するといふ意味合いから、商標登録の抹消登録料、現在五百円にかかつているのですけれども、これを免除して、そういうことを背景に滞貨の処理を一步進めることを考へていったらどうかという御趣旨。確かに登録手数料といふものは、行政の手数料的性格のものであるという議論はありますけれども、私、まだ十分その問題詰めておりません。仮にそのことが非常に抹消することの支障になる、あるいは少なくとも奨励する場合にマイナス要件になるというふうなことであるならば、一定の時期を限つてこれを免除するといふような方向も一つの考へられるあり方であるといふふうに、私も御議論を聞いていてそのとおりだと思ふんです。したがって、うちの中でもよく相談をし、また、関係官庁ともよく調整をして、できる限り御趣旨の方で、少なくとも滞貨処理に支障があるというふうな事態がないように努力をしてみたい、大臣とも協議をして、相談をしてみたいというふうに思つておる次第でございます。

○藤井恒男君 その面はひとつよろしく願ひい

たします。

それから、その次に、この商標法改正法案中のこの準備行為について、五十条関係についてお尋ねしたいと思うんですが、この商標法第五十条の規定が改正されて、不使用取り消し審判の制度が活用されるというようになるわけです。これは結構なことなんですけど、かといって、このことが行き過ぎにならぬようにする必要があると私思うんです。そこで、登録商標を三年間使用していな

いと言っても、三年間まるっきり何もしていない場合もある。たえば、商標を使用する予定の商品の市場の調査中である。薬などの場合は、臨床試験をしている最中である。

とか、あるいは厚生省に製造許可申請中であるとか、あるいは正式に商品としてまだ流通過程に乗っていない、そういった使用準備中のものは、これを今度の法に照らして取り消すということだけが私は能ではないと思う。本当に使用準備の段階に入っていることが証明されるなら、この法案五十条の第二項の「正当な理由」、一番末尾にある「正当な理由」というところに該当させて取り消しをさせないというふうにするのも、私は現在の産業界の実態に合致するものじゃないかというふうに思うのですが、この辺、二点についてどのようにお考えですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 商標法のたてまへは御案内のとおりでございますして、商標の單なるマークを保護するということよりも、むしろその商標を使用することによりまして、蓄積されたその企業なりあるいは個人なりの営業上の信用がその商標に加担をいたしまして、それと一体になっている、それを保護するのが商標法の本来の目的でございます。したがいまして、当然その裏返して申し上げます商標というのは、使用されるということとが前提に相なっておるわけでございます。したがって、使用していないという場合には、やはりこれは本来なら、商標は、仮死状態にある商標とも称すべきものだらうと思ひます。したがいまし

て、そういう観点から考えました場合には、使用
取り消し審判におきますそれぞれの問題につきま
しては、そういう観点から一応判断をせざるを得
ないというふうに考えております。

それでお、正当理由をどの範囲に認めるかというところにつきましては、私どもの方は当該商標権者の責めに帰するべからざるような事態でその商標が使われていないというふうな場合には、これはケース・バイ・ケースで審判官が正当な理由があるというふうに判断することになろうかと存じます。したがって、現在の御質問でございしますが、私どもその辺そういうふうな精神と申しますか、そういうふうな方針でケース・バイ・ケースで判断をせざるを得ないというふうに考えております。

○藤井恒男君 この「正当な理由」の範囲がどういうわけか、広くきわめて安意な言葉、すなわち天災地変であるというようなことで流布されておる。それがゆえにいま私が申したような危惧がずっと広がっておるわけで、いま長官、弾力的な運用をするというふうにおっしゃったんで、その辺のところは十分考えていただけたらと思うわけですが、一つの例として、先ほど申した点に付随するのだけれども、医薬品なんかの場合は、準備的にどういふことがあるかと言えば、まず最初に、厚生省に、他省に製造承認を申請しなきゃならぬ。

それから製造承認の後であってもすぐに製品が出てくるわけじゃないので、承認があつてから初めて製品をつくる。この間は商標の使用ができない。それから、医療用の医薬品の多くは健康保険の対象となるものですから、製造承認後にいわゆる薬価基準に登載されなければならない。そうすると、登載されて初めて製品が発売されることになるわけだけど、厚生省では年に一回しか新規登録をしない。

こうなつてくると、本人の責めというよりも、厚生省がいま言うように、薬品の場合だと健康保険の対象になるように薬価基準に載せなければならない。そのためには年に一回しか新規登録しな

○政府委員(齋藤英雄君) いまのお話しの方に、きまして基本的な考え方は、先ほどの御質問にお答えを申し上げたとおりでございます。その場合に、更新登録出願の場合は、言うまでもなく存続期間が十年間ございます。十年間の一番最後の三年間の問題でございますので、その辺につきましていま申し上げましたそういうことも考えた上で、自分自身の責任でない問題でもしそういう事態がありました場合には、御趣旨のとおりであらうかと思ひます。しかしながら、十年のうちの最後の三年間でございますからして、その商標権は設定の登録がありましてからその前に七年間あるわけでございますので、その七年間の間にいまお話がございましたような厚生省の手続がとれるものかとれないものか、どういふふうになるものか、その辺私どもも厚生省ではございませんので、つまりかには存じませんが、そういうふうな事情もやはり考慮せざるを得ないというふうにも考えております。

○藤井恒男君 それからもう一つの問題は、いまはそのものずばりの準備問題だけど、その前の段階ですね、その前の段階でたとえば新製品の商標を決定する、それは少なくとも申請する側に立つてみれば、許認可制である場合には、製造承認申請の前にすでに商標というものを決めるわけですからして、そのための準備行動というものをそれぞれ行っていくかなければならないわけなんだけど

この取り消し審判がいつ請求されてくるかわからないという不安定な状況の中で、なかなか実際に商標を使うことに踏み切るということがむずかしい。そうなってくると、勢い、決定の対象になる商標は、登録後、日の浅いものに限らざるを得ないということになって、結局若い商標をたくさん保有しておく。いわゆるストック商標を持つておくということが、まあ商標を利用する側にすれば有利であるというような解釈が成り立ってくる。そのことが結局出願件数を大きくするし、安全サイドを図るということで、商標が決まったら、もとの登録が取り消されても困らないように、同じ商標を特許庁に新たに出願するというようなことに、まあ、どつちかと言えば愚かしい繰り返しというものが現在まであったと私は思うんです。そういうことがないようにするためには、いま言う世当な事由ということをかなりきめ細かく運用しなければ、結局は出願の頻発を招くということにもつながるし、そこをうまく抜けていこうとする行為を誘うことになるというふうに思うわけです。これも先のことだから、どこまで特許庁がお客さんになっておるかばかりません。むずかしい運用上の問題だとは思いますが、気をつけていただきたいと思うんですが、どんなものでしょう。

○政府委員(齋藤英雄君) 御質問がございましたことに関連しまして、まず商標の無効審判におきます除斥期間といいますがその性格について御説明申しますと、これはその商標権自身にいわゆる瑕疵といいますが、傷がございまして、それは法律の安定という点も考えまして、その瑕疵があるということと、それから法律の安定ということを両方考えました末に、ある一定の年限——五年間たちました場合でも、さらにその瑕疵を追及することが法律的な安定を害するおそれが強いのではあるまいか。こういう点で除斥期間が一応設けられておるのでございます。したがしまして、そのことと、それから商標を使っているか使っていないかということは、実は考え方としては別のことになるわけがございまして、商標というものは絶

えず使用されておること、その使用によつてきた業務上の蓄積を保護するということは、先ほど申し上げたとおりでございますので、その辺がいまの除斥期間の問題と、使用、不使用の問題とは問題のとりえ方の角度が違ふのじゃないかと思つておられます。

しかしながら、いまのお話もいろいろございまして、私どもも実際の運用につきましては、いろいろ円滑にいくように考えたいと思つておられます。ただ、しかしながら、いまその角度が違つておるといふ点につきましては、やはりその違つておるといふことを考へて運用せざるを得ないというふうに考へておられます。

それでお、医薬品につきましては、現在、医薬品のメーカーの使用率がかなり低いものでございまして、まあそういうふうな事態は、現実には余り起こらないんじゃないかというふうに考へておられます。

○藤井恒男君 私、今度の法の改正の五十条の結果によつては、いままでも余り問題にならなかつたことが、この運用いかんによつては、法律全体として結果として改悪になる。要するに出願を呼び込むことになる。そして結局は、滞貨をまたふやすことになりかねないというふうには私は危惧するわけで、そういう意味でのこの商標制度の円滑な運営、そのための利用する側の実情に合った弾力的な運営ということが、特に五十条の二項においては必要であらうというふうには私は思つておられます。で、いままでの実態から言つと、なるべく危険を避けるという意味から、登録を五年たつてから使い出す、それまでに無効になるということになれば、結局、その間のロスを免れないということになるわけですから、そういうことがいままでも現実利用する側には行われておつたと私思つておられます。したがつて、この辺の取り消されることを考慮に入れて、従来以上にストック商標をたくさん持つということになつては大変でございまして、準備期間というものについても、それぞれの内容に応じて弾力的に運営していかなければ、

この条文解釈だけでやつていけば大変混乱になるし、予測しない問題が出てくるということを危惧します。十分、これから運用の面で適切な措置をとつていただきたいと思います。この辺のところを重ねてお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(齋藤英雄君) 正当理由の解釈につきましては、ケース・バイ・ケースで非常にいろいろ問題があるかと思つておられます。私、先ほど申し上げましたような商標法の基本的な精神なり基本的な制度にのっとりまして、その辺、円滑かつ適正な運用をいたしたいというふうに考へておられます。○藤井恒男君 それでは、先ほど次官にお願ひした問題と、それから大臣に対する質問は留保さしていただきます。時間になりましたから、きょうはこれくらいで終わらしていただきますと思つておられます。

○委員長(林田修紀夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(林田修紀夫君) ただいまから商工委員会を開いたします。

午前に引き続き特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

○中尾展義君 今回の特許法の改正の一つの柱になつておられます、物質特許制度の導入ということ

がうたれておられますが、この制度は、従来は特許法に取り入れられてなかつたわけですが、今回始めて化学物質、医薬等初め、飲食物、嗜好物の発明についても特許を付与する、こういうこととあります。これには審議会の答申もありましたけれども、いろいろ問題があるように思われますので、若干お伺ひしますが、今日までこの制度を採用しなかつた理由は、わが国の化学工業、医薬工業、飲食品工業など、技術開発力あるいは国際競争力が弱かつたためにこれらの技術を外国企業

による特許の支配から保護しようとする立場によつたものと思われるわけでありまして、そこで今日わが国の工業技術の水準というものが、まだ必ずしも欧米に比して格差がないとは言えない。技術格差がかなりあるんじゃないかという点があるわけですが、そういう状態の中で、あえてこの物質特許制度を導入することに踏み切つた理由はどういう点にありますか、その辺からお伺ひいたします。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在、特許法におきましては、化学物質と医薬と医薬の調査方法、飲食物、嗜好物、これがいわゆる不特許事由として特許の対象にならないことになっております。そこで、その理由は、先生いま御指摘がございましたように、たとえば化学物質は大正十年法以来、不特許事由になつておりましたわけでございますけれども、その当時からごく最近に至りますまで、非常に国際水準に比べてわが国の技術水準がそれになつておりましたわけでございます。

これは経緯を簡単に申し上げますと、この前の改正の昭和三十四年法と称しますときに、化学物質を特許すべきかどうかということについて議論がございました。工業所有権審議会におきまして、いろいろ御意見がございましたけれども、その当時アンケートも実はとりまして、世論調査を行いました。その当時のアンケートの結果等を見ますと、これはまだ時期尚早である、こういうこととございます。したがつて、答申の中にも、今後の技術水準あるいは国際動向を改めて検討した上で対処すべきである、こういう答申をその当時いただいたわけでございます。四十三年の工業所有権審議会の答申におきまして、同様に今後引き続き検討すべきである、こういうふうなことが答申の中に付記をされておるわけでございます。しかしながら、そのときの改正法の国会の御審議におきまして、昭和四十五年の五月に当委員会におきまして化学物質及び医薬につきまして速やかに成案を得るようという附

帯決議もいたしております。それからなお、国際的には一九五八年、すなわち、昭和三十三年のパリ条約改正のリスボン会議におきまして、「同盟国は製造方法とは無関係に新しい化学物質を特許により保護することを規定する可能性を検討」すべきであるというふうな、そういう国際会議の勧告もございまして、

それで、それ以降、私どもの方は附帯決議もいただきましたし、こういうふうな国際的な勧告もございましたので、昭和四十六年以来、工業所有権審議会制度改正部会のもとに物質特許の調査委員会を置きまして、随時検討を続けてまいつたわけでございます。そのときに、私どもの方は、その小委員会におきまして関係の学識経験者、あるいは生産をする者、あるいはこれを必要とする者等の意見を慎重に聞きまして結果、現在に至りまして、ごく小部分につきましては国際水準にまだ達しない部分もあるけれども、諸般のそういう情勢から考へまして、一般的にはいまの技術水準は国際的な水準に達しておるといふこととございました。

そういうふうな理由が一つと、次に二番目に、従来製法特許だけでございまして、これは物質特許がございせんので、たとえば発明をいたしました場合に、その物質自身を守りますためにいろいろ製造方法を合わせて出願いたしませんと、物質自身の特許を實質的に保護ができませんと、ことがございまして、そういう点もありまして、したがつて、出願の数かなり、製法特許が三つあれば三つの出願というところで数が多くなる、こういうこともございまして、それから、そういうふうな製法特許しかございせんために、研究者がいたしましては、たとえば外国で新しい物質が出ますと、それに対してやはりその製造方法を少し変えて、いわば模倣的とも言える製法特許を研究をいたしまして、それでもって新しい物質をつくる、そういうふうな方向に走りがちでございまして、すなわち、いわゆる改良発明ということに研究の重点が置かれがちになります。そういったしますと、やはり、基本的に新しい物質をつ

くるといふ創造的なそういう研究がやれればなほなりになる、こういうこともございます。これは技術水準のある程度の格差がある場合にはあるいはやむを得なかったかもしれないと思いますが、現在の状況になりました場合には、むしろそういうことよりも、進んで新しい物質をつくるという研究態度になるような段階になったのではあるまいか。制度としまして、それを奨励し、刺激するような物質特許という制度をつくる方が適当ではあるまいか、こういう審議会の御意見でございました。そういう答申もいただいておりますので、そういうことを考えまして新しく化学物質等につきましていわゆる物質特許の制度を設ける、こういうふうにかえられた次第でございます。

○中尾辰義君 この物質特許の導入ということで私も一番心配しているのは、従来になかったこうした医薬とか化学物質、それを独占の状態になるわけですから、当然価格等の問題で心配されるわけですね。ですから、これはひとつ本当は通産大臣にお伺いしたいんですが、きょうお見えになっていないので政務次官にお伺いしますが、この特許法の第一の目的に明示をされておりますように、発明を権利として保護することは工業所有権制度の基本的な思想であります。しかしながら、それと特許独占による大企業の独占利益を過度に保護することは別の問題じゃないか。今回のこの特許法の改正によりまして、化学物質、医薬、飲食物等にも特許を与えようとするようになるわけですね。今日におけるわが国の化学工業の実情、あるいは過去二年間の石油危機に続く経済情勢のもとで、この物質特許制度を採用するのがよいかどうか。まあバリ同盟なんかの勧告もあつたといろいろいふ答弁ありましたけれども、これはやはり慎重に検討すべき点が相当あるわけですね。また、この物質特許がすでに採用されましたアメリカでも、この物質特許制度が市場独占の手段として使われている、こういうような報告も耳にしておるわけですね。そこ

で、わが国の産業政策的な観点からの考察も必要じゃないだろうか、こういうことで、この物質特許の導入と独占価格の形成との関係についてどううにお考えになつていらっしゃるのか、それをお伺いいたします。

○政府委員(嶋崎均君) ただいまの中尾先生の御発言は非常に大事なポイントであるように私思つておるわけでございます。もうすでに、物質特許を認めるに至つた経緯につきましては、国際的な関連であるとか、あるいはわが国の科学技術の進歩の水準とかいうようなものを検討しながら慎重に審議会という御議論を願つて、われわれは踏み切る段階に来ておるということで今回この改正をお願いを申し上げておるわけでございますけれども、御承知のようにこの特許法のねらいは、先生御指摘のとおり、第一条にありますように、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」んだというところにあるわけでございます。やはり人間の創造的な能力というものを特許制度というものを通じてかき立てていきたい、そういう意味ではどうしても、特許を認められれば特許の認められていた期間、その特許を保有することに伴う反射的な利益として、その権利に対する対価が保証をされるというふうな形になるわけでございます。

そういうことでございますから、それが適切に運用実施されないで、あるいは非常に特許権の結果として高い価格が保持されるということが国民経済的に、あるいは人間の全般的な福祉の向上のためにマイナス要因になる心配もあるのではないかと、こういう点が非常に御心配のところだと思ひます。実際に、それでは過去においてそういうことに伴つて著しい事例がどの程度あつたかという、特許を保護することに伴つたところの、何となく、それが社会的に利用されなかつたことの問題、あるいはそのことが非常に国民経済的にマイナスになつておつたかという具体的な問題になると、なかなか判断の分かれるところだと思ひます。

静止的というか、あるいは消極的に考えますと、特定の特許を保護するということが当面非常に、何となく、科学技術の発達、あるいは国民経済全体の利益を阻害するような感じもしないわけじゃないですけれども、逆に、そういう特許が手厚く保護されておることによってより新しい物質の発明、科学技術がそれを追つていくことに伴つておる利益、どんな科学技術というものは進歩していくわけですが、その進歩をさらに誘導するといふ意味では、現在の制度は、あるいはこれは動的に見るといふか、あるいは時系列的に見るといふのですか、そういう感覚では、やはり特許の制度というものが新しい人間の創意工夫というものを奨励し、そしてそのことが全般的な人類の利益に寄与をする、こういう考え方でこの特許法というものが考へられておるんだらうというふうに思ふんです。したがつて、特定の物質が、非常に利益をその特許を持つことによつて確保できる、そういう事例を見て、もつと新しい物質をもつとまい工夫でつくれないものかということの努力の積み重ねが動的に行われるということがこの特許法の精神というものが貫かれるということが必要なのではないか、また、現にそういうのがこの制度の予定しているところではないだろうかというふうにかえておるわけでございます。

したがつて、ただ、その特許を持つておることに伴つてそれが実施をされないというふうなことで非常に問題が出てくる場合には、それは公共の目的に何らか使用しなければならぬというふうなことで、その実施権をどういうふうに設定させていくか、あるいは、今度物質特許ができていくことに伴つて、その物質特許とそれを製造する特許との間にどういうふうな具体的に実施をさせていくかというふうな規定の問題が具体的に出てくるかと思ふのです。過去にはあまりそういうこととのトラブルがなかつたようにも聞いておりますけれども、しかし、公共の利益のためにそれがうまく活用されるようにどういふか配慮していか、その辺が一つのポイントではないか。し

かし、制度自体は私は、いまの特許法、その反射的な効果としての独占的な利益というものは、制度は逆に動的にはよい發明、よい人間の工夫の創造というのですか、そういうことを予定しておるもので、あまりにもそれは極端に心配することはないのじゃないか。ただ、具体的な特許権と独禁法その他の問題の運用については、まあ独禁法にも規定があるように、適切に国民経済、あるいは人類の幸福のために活用されるような工夫といふものを別に配慮していくのがいい方法ではないかというふうにかえておる次第でございます。

○中尾辰義君 まあ私は質問で申し上げましたように、アメリカ等のすでに物質特許制度を採用しておる国に、こうした特許権による独占の状態等が出てきておるといふことを聞いておるものですが、わが国においてもまた、そういうようなことが将来起こり得る可能性は私はあるように思ふのです。それで聞いたのです。

それで、これは逐次お伺いしますけれども、工業所有権審議会の答申の中に「公取がお見えになつておりますが、聞いておいてください。裁定制度の運用要領草案、これがあつた、これにその中に、特許法第九十三条の「公共の利益のための通常実施権の設定の裁定」について触れておるわけです。この草案には、「公共の利益のため特に必要であるとき」の主要なものとして、「特許権の独占により当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的な被害が認められる場合」、通産大臣は、裁定により通常実施権を与えることができるとされておるわけです。しかし、このような運用要領で果たして特許独占による国民的な被害を防ぐことができるかどうか非常に疑問に思われるわけですね。また、この裁定制度がいままで全然活用されてなかつた、このように聞いています。これで大企業の独占価格の形成をチェックできるのかどうか、その辺は政務次官いかがですか。

○政府委員(嶋崎均君) まあ特許権というふうな

形でその発明の利益を保護してやるということは、先ほど申しましたように、大きな人類の進歩発展のために必要であるというふうに思うわけでございますけれども、一方、できる限り公共の利益のためにそれが活用されるということが必要であるということは、もうもちろんのことでございます。

九十三条の規定の趣旨も、できるだけ公共の利益のためにそれが活用されるということを前提にしまして、実施権の許諾についての協議という問題が取り上げられておるわけでございます。公共の利益というものをどういうふうに解釈するかという問題につきましては、先ほど先生が御指摘になりました特許問題についての答申の中に、参考という形をとっておりますけれども、これは制度改正を主としておりましたところでありまして、この制度改正のところは正式な答申になり、こちらが参考という形になっておりますけれども、これは一体として私は答申があつたものであるというふうに思っております。

そういう考えからしまして、公共の利益というものをどういうふうに判断をするかという問題は、もちろんいろいろな、非常に社会制度が複雑になり高度化しておる現在、判断はむずかしいところが多いわけでございますけれども、また、ある意味では流動的ではありますけれども、この答申にありまふような考え方、すなわち一番目としては、「国民の生命、財産の保全や公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合」とか、あるいは「特許権の独占により当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる」という場合、そういうような場合にはやはり特許の実施がスムーズに行われるようにできる限りの誘導政策をとり、また、その裁定についてもそういう考え方を基本にして運営をしていかなきゃならぬ、これは当然なことであるというふうに思つておる次第でございます。

○中尾辰義君 それで裁定制度ということが現行法にも出ておるわけですね、九十三条あるいは九

十二条、あるいは八十三条です。この裁定制度が今日までのように活用されてきたのか、具体的に数字を示して一べん説明してください。

○政府委員(齋藤英雄君) 裁定制度が、申請があまりした件数が非常に少ないということは先生御指摘のとおりでございます。昭和三十五年法の施行以来、その不実施の場合の八十三条の請求は九件でございます。それから、九十二条のいわゆる権利の利用関係と言われておりますものの請求は三件でございます。九十三条の公益上必要な場合の請求はございません。したがって、合計で十二件ということでございます。

裁定制度が、なぜこういうふうにならぬのであるかということにつきましてはいろいろ見解がございしますが、この制度自身、諸外国の例もいろいろ実施権の制度がありますが、それほど多くはないようにございます。それで、考えますところ、やはりこういう制度があるということをもとにいたしまして、その制度を前提にして、まず当事者間で協議を行うことに相なつておりますが、協議を行ひまして、それで協議が成立をいたしましたれば、これは裁定ということにはならないわけでございまして、いわば一種のセーフガード的な役割りを果たしているのではあるまいかというふうに考えております。実際はしたがいまして、実施権の付与の場合に強制というまでに至らずして、当事者間の話し合いによつて相当程度は解決をしておるというふうに私どもは認識をいたしております。

○中尾辰義君 それで八十三条は九件、九十二条が三件とおっしゃつたのですが、これは結論はどういうふうになつたのですか。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕

○政府委員(齋藤英雄君) いずれの件につきましても、あるいは裁定に至ります前に当事者間の話し合いがつかまつて請求者が積極的に取り下げをする、あるいは当事者間の話し合いが成立をするというところで、裁定を実際に下すまでに至らずして問題が解決をいたしております。

○中尾辰義君 ですから、私聞いているのは、八

十三条が九件でしょう。九件の結論はどうなつたのか、九十二条の三件は結論はどうなつたのか。そうあなた、一括してそういうような答弁じゃないに、それをおっしゃつて下さいよ、数字的に。

○政府委員(齋藤英雄君) 利用関係の三件におきましては、二件につきましては裁定の請求を取り下げをいたしております。それで、一件につきましては和解をいたしまして、裁定請求に至りませんでした。

それから不実施の場合でございますが、一件は、これは手続の不備のために却下をいたしました。それから三件につきましては、これは裁定の請求をいたしましたが、和解によりまして取り下げをいたしました。

それから、失礼いたしました。取り下げをいたしましたのは七件でございます。それであとの一件は、裁定の請求をする前に和解をして取り下げをいたしました。

○中尾辰義君 そうしますと、八十三条の九件の内訳が、一件が却下、一件が和解、七件が取り下げと、こういうことですか。

○政府委員(齋藤英雄君) はい。

○中尾辰義君 次は、九十二条の三件の件が、二件が取り下げ、一件が和解、こういうことでございすね。ところが、九十三条の「公共の利益のための通常実施権の設定の裁定」、これが一件もなかったということでありまして、まあ物質特許なんかはこれから出てくるわけでありますから、むしろこれからはこの九十三条に基づいて裁定の請求なんか出てくる可能性があるんじゃないか、こういうふうな思ふわけでありまして。

そこでこの際、どうしてもこれは公共の利益というふうなことが非常に大事になつてくる、この解釈がですね。だからお伺いしますけれども、公共の利益、これは具体的にどういうことを言つておるのか、また、いかなる状態のとき裁定の申請者に特許権の利用が求められるのか、この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先ほど政務次官の方から御答弁を申し上げましたように、例として審議会の意見として挙げておりますのは、「国民の生命、財産の保全や公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合」には、公共の利益のために特に必要であるというふうに考えられるものであるということが例示的に挙げております。

それ以外に、特許権のいわゆる独占によりまして、産業全般の健全な発展を阻害する、そのために、あるいはその結果国民生活に実質的弊害がある、こういうふうな場合につきましては、公共の利益のために特に必要であるというふうに例示的に挙げておりますが、私どもは申請がございました場合には、こういうことに書かれておりますことが例に準がります場合には、九十三条の通常実施権の許諾について裁定をする、こういうことにならうかと考えております。

○中尾辰義君 いまあなたがおっしゃつたのは、この工業所有権審議会の公共の利益に対する一つの解釈の例でありますからね、例でこれを答弁されたんじゃないんです、こういうところでは。これは例だから、例ならほかにもある、こういうことにもなるわけですね。この公共の利益ということをいかにしておきますか、これから非常に問題になってくるんじゃないか。公共の利益の解釈いかによつてどうにもなる。あるいはまた、一方的に政府の考えを押しつけるというふうなこともなきにしもあらずですから、この際この公共の利益、これを明確にする必要があるんじゃないかと思ふんですが、そういうことで聞いておるわけですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在のところ、先ほど申し上げましたように、裁定申請という具体的な例もございせん、かつそれに関する判例ももちろんございせん、かつそれの例を網羅して云々と言ふことはなかなかむずかしいかと存じますが、いわゆる特許権は一種の私有財産の一つでございます。したがって、当然これは、私有財産の制限というものは、基本的には憲法二十九条

で決められております。したがってここで言います。憲法二十九条でいわれる「公共のために」と、そういうことが書いてありますが、現在私どもは、そういうふうな解釈とは同様な解釈で運用をいたしたいというふうに考えております。

○中尾展義君 それは運用をいたしたいとおっしゃる。それが裁定の一番基本になるわけですから。でも、いままではなかったんだと。いままではそれはまあ技術の特許ですから、それはなかったかもしれませんが、これからは物質というところになりますと、アメリカ等にも例がありますように、仮に日本においてもたとえ石油たん白だとか、あるいはまたポリエチレンだとかそういうような、まあいまだありますけれども、ああいったたぐいのものが新しく特許を申請して、それが特許権が得られたと。そうすると、ある大企業はそれを独占してどんどんつくる。しかもそれがもう国民生活に非常に大事な物質である、あるいは医薬品の例をとっても、どうもその薬がないとその病気が治らないとか、そういう非常に大事な物質の特許の場合に、当然これは特許ですから一社の独占になるわけですから。その一社が大企業の場合、製法から製品から用途から、しかも外国貿易の輸出まで全部独占と。そして、自分の系列を利用してどんどん市場支配するというようなことも、これは考えられるわけでしょう、今回の場合は、そういう意味合いから、いままではなかったけれども、これからはそういうような問題が出る可能性もあるから、ただ抽象的な、どっちでも解釈できるような、あるいは審判官の頭でどうでも判断できるというようにして、何かの基準なり、あるいはきちっと明文化しておく。それをできた法律等に明文化していけば、あるいは政令できちんとやっておくとか、そういうこと、どうもこれは「公共の利益」の解釈がこういうことでは、九十三条というものはこれを死文化してしまふんじゃないか。何せ通産大臣が裁定するんですからね。通産大臣がやっぱりどうしても、こんなことを言っちゃあれですけども、企業サイド

に傾きやすいと、こういうことを心配しておるわけですから。だからいまはどうなんですか、政務次官、長官、いま答弁できないですか。

○政府委員(嶋崎均君) 非常にむずかしい問題でございまして、ここで、この法律の規定の仕方として、御指摘のように、「公共の利益のため特に必要であるとき」と、こういう抽象的な書き方ではなかなかよくわからないんで、「公共の利益」の中身を、実定法の中で具体的に判断の基準を書いたらどうかという御指摘だろうと思っております。

御承知のように、「公共の利益」が何であるかというのは非常に、一つ一つのケースにおいて具体的に判断をされなきゃならないケースが多いんだと思う。そういうことが特に最近の社会の情勢というものを考えますと非常に状況の、社会の変動が激しく、また、人間の価値評価の判断というものが非常に目まぐるしく変動をし、変わつておるという特色のある時代であるような気がするわけでございます。また、社会のいろいろな分野でいろいろな形で「公共の利益」というものをどう考へべきかという問題が出てくるわけでございます。もちろん、今回、物質特許の範囲というものは御指摘のようにや、法律でお願いしておりますようにごく限られた化学物質なり医薬品なり、あるいは飲食、嗜好品といったようなものであるかもしれないが、それを全体的にあらかじめ想定をして、非常に具体的に公共の利益の中身を基準化するというのは、なかなかむずかしい問題ではなからうかというふうに私は思っております。

もちろんその具体的な運用につきましては、すでに答申にありますような文書もあるわけでございます。その中で、そういうものを取り入れながら、できる限り御心配になっておるような、特許が非常に独占的である、そのことが国民生活あるいは国民経済、人類の全体の幸福といったようなものから判断して過度にわたるということがないよう、それだけの法域、それで守られる利益がどうバランスするかということの判断は、どうしてもやはり

りある程度具体的に考えざるを得ない、ケース・バイ・ケースで考えざるを得ないものであるように思っております。

考え方は、すでに公共の利益という、あるいは答申にありますように、具体的にここにありますように国民の生命なりあるいは財産とか、あるいは公共施設の建設であるとかいったような、国民生活に直接関連する分野でどうしても実施権を決定したほうが適当であるという判断なり、あるいは産業全体の健全な発達を特許が存在することによってもたらしておるかという判断、そういうことまでのは答申に書かれてあるわけでございますが、それをさらに具体的にやっていくという場合には、やはりそういう程度の問題は、具体的にケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ないような問題であつて、これをどうも実定法の中に細かく、公共の利益とはかくかくしかじかのものであるとか、やはりこういう変動の激しい時代、それから価値判断の非常に動きやすい時代においてはなかなかむずかしいんじゃないか、そういう意味で、これはもう具体的に正しく運用するというところで、政府は誤つてはならない厳しい姿勢でこの処理をしていかなきゃならぬ、また、そういう方向で問題解決するほうがより妥当なのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○中尾展義君 これはむずかしいといえどもむずかしいですね。まあしかし、そうむずかしいからといって、あなた、このままほっといたんじやこれはもう……。ここが問題になつてくるんですから、うやむやになるもたんとすね。どうもこれから国内の特許権者だけではない、外国の商社が、企業が日本で新しい何か物質で特許を取つたような場合、これはまたややこしいうなりますよ。しかも、こういうような公共の利益があまりないでありますという、裁定者の主観ということになりますね。それはその裁定をやった、ところが、それでこれは気に食わぬということになります。

と、また裁判ということになりまして、その間には五年も十年もかかるとなると、とつとつと独占でやられたんではどうしようもないじやないでしょうか。そういうところは心配をされておるわけですから、もう政務次官のおっしゃることもわかりますけど、それは防衛の限界はどこと、そういうのと同じようなことになるかしれません。しかし、これではこれからどうもこういう問題が起こりそうなのがすす。いままでは技術のほうだった、これからは物質ですからね。だからこれは、いまこの席であなた方が答弁できなければ、政府の統一見解なり何かこれしなければどうしようもないわけですね。

(理事補正俊君退席、委員長着席)
うやむやになるこれはもとをなすんです。その辺はいかがです、再度ひとつ。
○政府委員(齋藤英雄君) ただいまの裁定の問題に關しまして、「公共の利益のため特に必要である」という問題につきまして、非常に抽象的ではないかという御趣旨の御意見、御質問がございまして。私どもは、現在いろいろ価値観が多様であり、かつそれが変動していく場合において、これを前もっていろいろなケースを考えざるを得ないことは非常にむずかしいとは思いますが、この裁定申請がありまして場合には、その裁定の案を付しまして、これは工業所有権審議会の結論部会に一応かけまして、その発明実施部会の結論を十分な参考といたしますか、いたしまして、裁定をするかしないかを決することにきめております。したがって、通産大臣が恣意的な裁定をすることはもちろんないとは思いますが、またそうであると思いますが、それに加えて工業所有権審議会の発明実施部会に一応諮問をいたしまして、その結論を聞くということに相なっております。

それから、先行きの問題といたしましては、私も答申をいたしまして現在法案の御審議の最中でございまして、法案の御審議の最中に詳細な実施運用要領等を明らかに決めることもいじかかと思っておりますので、これはこの改正法案が

幸いにして成立をいたしました場合には、私どもこれは当然工業所有権審議会の実施部会にはからなければいけないでございませうけれども、はかりまして運用の要領を決めたいというふうにご考えておられます。

それからなお、蛇足でございしますが、一応裁定が下りまして、実施権の許諾ということに相なりました場合には、実施権は強制実施権でございしますから、それは訴訟に仮になりました場合でも、特許権者が、その実施権は私の方には不満である、それは公共の利益じゃないと。それにもかかわらず、通産大臣が実施権を与えたという場合がございしますが、その場合には、これは強制力がございしますから、まず第一に実施権を与えられて実施ができるようなことに相なると考えております。その後、それはその件について訴訟になるというふうにご考えておりますので、実施権を与えるというその裁定が下りました場合には、当該請求人は実施ができる、こういうふうになるわけでございます。

○中尾辰義君 それならば、この裁定の請求があったとき、どのくらいの期間内に結論にたどりつくのか、これも一つの問題です。これがだらだらとやられたんでは、これは効果ないわけです。その辺のめどというものは、これも全然ない、一年でも二年でも三年でもかまわぬですか、審議の次第によつては、この辺もやはりこれから予想される化学物質の裁定請求があったような場合、心配になるわけです。また、これに期間をつけたらどうだという要望も出ておるわけですが、これ、いかがですか。

○政府委員(齋藤英雄君) 私どもがいたしております参考資料といたしまして、裁定制度の運用要領案がございしますが、その試案の中に、一応各種の場合につきまして標準的な期間を、こういうふうにやたらどうだということとは示してあります。たとえば、裁定の請求書の提出がありまして、これは被請求人、すなわち通常の場合には特許権者でございしますが、特許権者に送

付をいたしましたして、期間を指定して答弁書の提出を求めるという通常の訴訟類似の手続になります。その場合には、国内の場合には四十日、あるいは外国の場合には三カ月、こういうふうな標準的な期間が一応ここに書いてございします。私どもは、こういうことに準拠いたしまして手続を進めたいと思っております。

それから、答弁書の提出がありました場合には、その後原則として一カ月以内に裁定請求書、答弁書その他の資料を参考にいたしまして裁定案をつくりまして、これを請求人あるいは被請求人に提示をいたしまして、その意見を求めまして、その意見を添えまして工業所有権審議会の発明実施部会に提出をいたしまして、審議をいたして結論を出す、こういうふうにご要領試案に書いてございしますが、私どもはこれに準拠をして一応手続を進めるようにいたしたいと考えております。

ただ、この場合に、全体の期間をどういうふうにご考えるかという問題がもう一つございしますが、これは言うまでもなく、まず、両当事者の協議によつてこの事件が始まりまして、その協議が整わない、あるいは協議をすることができないような事態に初めて裁定申請になるわけでございます。したがって、その事件の事案の内容によりましていろいろの場合がございします。それで具体的に、あるいはその裁定の手続の進行中に両当事者の協議が相整いまして、裁定を取り下げるというふうな場合もしばしば予想されますし、先ほど少しの例でございしましたけれども、そういうことのあることも申し上げたわけでございます。したがって、一義的にこれを何カ月で切るということにつきましては、事案によりましては実情にそくわないこともあるのではあるまいかと考えますので、私どもは、なるべくこの期間に沿いまして手続を迅速に進めたいと思ひますが、事案によりましては、その辺いろいろの参酌をすることをごえざるを得ないというふうにも考えております。

○中尾辰義君 それじゃ先ほどのこの「公共の利益」の解釈であります、長官の答弁じゃ、工業

所有権審議会にはかつてそれで運用のあり方というものを結論を出してもらう、こういうことですね。そうすると、この結論がこれからの一つの基準になる、こういうことですか。また、その基準は形の上では法律が政令が省令か、何かきつと明文化しておくわけですか、どうなんですか、これは。

○政府委員(齋藤英雄君) 工業所有権審議会の発明実施部会に御審議をいただきまして、そこで運用要領を一応決めていただくわけでございますが、運用要領が決まりました場合には、工業所有権審議会の答申あるいは決定というふうなかつこうで明文化されるわけでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、それが出ればこの裁定の基本的な基準になる、こういうことですか。○政府委員(齋藤英雄君) 御意見のとおりでございます。

○中尾辰義君 それでは、公取の方が見えておりますからお伺いします。時間がありませうから。ただいまあなたお聞きのとおり、非常に問題もあるわけですね。それで、イギリスやアメリカなどでは、独禁法その他の法律によりまして、そういうような独占価格に對しましては、価格の引き下げ権あるいは特許権公開命令権などが、化学物質、医薬、食料品の価格の上昇に對するチェックシステムとして存在すること、また、わが国の裁定制度が必ずしも有効に働いてこなかったこと、さらには、特許法自体も究極の目的が国民生活安定や向上にあることを考えた場合に、特にこの化学物質について特別に法定実施権を考慮する必要があるのではないか、こう思うわけですが、これは通産政務次官と、できれば公取の局長にお願いいたします。

○政府委員(嶋崎均君) 今度物質特許ができることに関連しまして、そのことが非常に独占的な企業の利益を守り、独占を助長するというような、逆にまたそういうことを通じて、国民生活に悪影響を及ぼすような価格上昇をもたらしんじやないかという御心配がある。またひとつ十分理屈のあ

ることであると思ひます。ただ問題は、この一番冒頭に申し上げましたように、ある程度特許というものに伴うところの利益の保護というものは、制度としては将来の発明というものをかき立ていくという制度の意味というものが別にあると思ひますけれども、ともかく、そういう御心配があるのは当然だと思ひます。

ただその場合に、おっしゃられたような法定実施権と言ふんですか、どういう内容でお考えになつてゐるのか私もよくわかりませうけれども、いまの裁定の制度は、この九十三条の規定にもありますように、その特許発明の実施をしようとする者が申し立てをしていくという形になつておるわけですね。そういうことがなしに、何か法定でだれかにやらすということなのか、あるいはそういうものがあつたときに、そういうものについて裁定というルールを通してやらしていくのか、その取り扱いが必ずしも私はよく理解できませんので何とも言えませうけれども、できるだけそういう特許が眠るとか、あるいはそれが本当に国民経済あるいは国民、人類全般の幸福にマイナスになるような形の存在であるとするならばこれは非常に問題なので、できる限り円滑にそれが実施されていくという姿において運用しなかならないというふうにご考えております。

○中尾辰義君 まあ、意味が少し理解されなかつた点もあるかもしれませんが、それは物質特許制度はメリットもありませう。メリットもあるがデメリットもある。したがって、このデメリットのほうが大きくなりまして、国民はこれを排除していくわけですから、物質特許制度を採用する、これを守っていくためにいかに、デメリットという点を防除するように前向きで考えていかなくやならぬわけですね。そういうことで、特許法には、九十三条によりまして一応公共の利益のための通常実施権の設定の裁定はあります。ありますが、工業所有権審議会に諮つて、その基準に基づいて通産大臣が裁定をするという形はなつておるんです。それが通産大臣、まあこう言うのはおかしいかも

しれませんけれども、どうしてもやはり通産省の所管の大臣でありますから、なかなか裁定が、つまり裁定といつても、ある意味においては政治的な判断ということが働くわけでありませぬ。ですから、その上にその通産大臣の裁定をさらにチェックする、あるいは相互に連絡をとり合うなりそういう意味で、独禁法にさらに独禁法の立場から何かチェックするような法定実施権というものが必要ではないか、こういう質問ですよ。あなたの答弁は、それは要りませんとおっしゃるかもしれませんが、これは大事な質問なんですから聞いています。九十三条で結構でありますというならそれはそれでいいでしょう。公取さんにひとつお伺いします。

○政府委員(熊田淳一郎君) 独禁法とこの特許法との関係でございますが、独禁法は二十三条におきまして、特許権の正当な行使を適用除外としておるわけでございます。しかしながら、これはあくまでも特許権の正当な行使について適用除外をしておるわけでございまして、正当な範囲を逸脱をいたしまして特許権の乱用ということになりますと、これは当然に独禁法が働いてくる、こういう解釈をとっておるわけでございまして、したがって、いまの問題も、この正当な行使の範囲から逸脱をしてくるということでありませぬ。ならば、私どもは独禁法によつてあくまでも厳正に取り締まりをしていかなければならない。

たとえば、そういう特許権を手段といたしまして私的独占を行うとか、あるいはカルテルを行うとか、または不正な取引方法を用いるとか、こういうことになりまして、当然にこれは独禁法上の問題として私どもは規制をしていくことになるわけでございします。

ただ、この独禁法上の問題でないということになりますと、これはもう私どもの手からは離れてくるわけでございまして、その場合に、先ほどからも問題になっております特許法九十三条によります通産大臣の裁定の権限、これはまあ従来は、公共の利益というような点の判断基準というふうな

ものが明らかでない点もございしようが、実際の事例も出ておらないということでございしますけれども、この九十三条の趣旨というものは、私どもは、今後十分に活用されてしかるべきではなからうかというふうな考へるわけでございします。

○中尾辰義君 おっしゃるとおりだと思います。ですから、九十三条の活用をすべきであると、こういうふうな言つていらつしやるんです。ところが、いままではこの九十三条の活用は一つもなかったと、こういうことで、さっきのあなたの答弁から見ると、九十三条はなかった。そういう点の危惧から私は申し上げておるのです。ですから、諸外国にもありますように、独禁法上の上から、さらに二重の独占によつて、いわゆる特許権の独占による価格の引き上げ等があつて、それが非常に国民生活に重大な影響を及ぼしておるような場合、独禁法の立場で価格を下げる命令権、そういうものも考へてないか、それをひとつお伺いしたいんです。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいまも御説明申し上げましたけれども、特許権自体の正当な行使によります価格の引き上げということになりますと、これは独禁法上の問題にはなりにくいわけでございします。ただ、先ほども申しましたように、その特許権の乱用ということによりましてたとえばカルテルを結ぶ、その結果価格が高騰する、こういうような場合がもしあつたといひますと、その場合に、まあ独禁法では直接価格に介入していくということではできませんけれども、そのカルテルを排除する、独禁法によりましてカルテルを排除することによりまして、間接的に価格に影響を及ぼすということとは可能であるわけでございします。

○中尾辰義君 独禁法の価格引き下げ命令、これは現行法にはありませんが、いま政府の方で検討中でありませぬから、まああなたの立場から言えないかもしませんが、諸外国にあるものですか、ね、また、公取の最初の案にはあつたわけですか。

あつたんだから聞いているんであつて、まあそれはそれなり公取委員長がいらつしやいませんから、また後日通産大臣等にお伺いすることにして、独禁法の第百条、これにあなたがいまおっしゃつたことがあるわけですが、「特許又は実施権の取消及政府との契約禁止宣告」の中に「違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の」「実施権は取り消されるべき旨」、こういうふうな書いてありますが、このところ、いまも説明ありましたけれども、再度もう少し詳しく説明していただきたい。

○政府委員(熊田淳一郎君) この独禁法百条でございしますが、これは特許権の乱用によります独禁法違反事件、この場合におきまして、裁判所が体罰とかあるいは罰金を科するほかに、付加的な制裁といたしましてこの特許権等の取り消しを命ずることができ、こういうふうないたしておるわけでございます。これは、たとえば通常の刑罰におきまして没収等と性格が似ておるかと思ひますが、いづれにいたしましても、独禁法違反行為の手段として用いられたその特許権等、これを付加的な制裁として取り消してしまおう、こういう措置であるというふうな考へます。

○中尾辰義君 ちょっとよくわかりませんが、「違反行為に供せられた特許権の特許」これはどういうことですか、通産省でもどつちでもいいです。「違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の」「実施権は取り消されるべき旨」と、こうあるわけですか。

○政府委員(熊田淳一郎君) ただいま申し上げましたとおり、これは独禁法違反事件の手段として用いられた特許権の特許などと、こういうこととでございします。

○中尾辰義君 そうしますと、特許権者がやみカルテル行為等をやつたと、そういうようなことでつか。

○政府委員(熊田淳一郎君) その手段に特許権が使われておるといふ場合でございします。

○中尾辰義君 それは例を言うてひとつ説明して

もらいたい。

○政府委員(熊田淳一郎君) これは具体的な例といたしまして考へられますものは、たとえば、特許商品の抱き合わせによります私的独占行為といふような例があるかと思ひます。これはアメリカの例におきましてもそういうような例があるわけでございますが、幾つかの特許を一括して実施権をいたしまして、そして個々別々の実施権諾には応じない、これはRCAの事件にそういう事件がありました。これは抱き合わせによる独占行為だといふふうなアメリカではされて、違反行為とされておりますが、まあこういうような例。あるいは、アメリカにおきまして同じくコダックの例がございしますが、これはカラーフィルムに関する特許権の独占、これが特許でない現像行為にまで及んでおる。そういういたしまして、現像込みのフィルム価格を設定したということがシャーマン法違反だ、こういうふうなされております。

この場合に、カラーフィルムの販売に現像抱き合わせをしておる、こういうような例があるわけでございますが、わが国の場合には、こういう抱き合わせの例は今までにございませぬけれども、想定される例といたしましてはそういうようなことが考へられるわけでございします。

○中尾辰義君 そうしますと、特許法九十三条によりまして、特許権者が公共の利益に反するといふことで、ある人に通常実施権を与えた、それがAの人にも与え、Bの人にも与える、あるいはCの人にも仮に与えたとした場合、通常実施権を持つておるA、B、Cの三者がやみカルテル行為をして値段を談合で決めた、そういうようなケースもこれはなきにしもあらずですね。そういうことも当たるんですか、この違反行為に供せられる特許権の特許に、いかがですか。

○政府委員(熊田淳一郎君) その場合、該当する場合があると思ひます。

○中尾辰義君 それじゃ余り時間ありませんので、きょうは委員長見えておりませぬから、通産大臣と公取委員長にまたこの問題は後でお伺いし

ようと思います。

それで、さっきの私の質問に対しては政務次官はどうかお考えになりますか。いわゆる独占の問題につきましても、特許法九十三条で十分である、何も特許法なんかでさらに屋上屋を重ねたような、そういう独占価格をチェックするような法定実施権みたいなものは考えてない、こうおっしゃるのか、その辺ちょっと答えてほしい。

○政府委員(橋本均君) お答えいたします。

特許法の二十三条の規定は、御承知のとおり、特許権等の無体財産権の正当な行使につきまして、その適用除外をする旨を規定しておるわけでございます。いま公取事務局長に対する御質問の中でも明らかのように、一般的に無体財産権の正当行使は適用除外をしておるんですが、それが違法に使われたといったような場合に特許法の百条の規定があるわけでございます。

一方、九十三条の規定は、私先ほど申し上げましたように、「特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求め、それができぬ」という規定になっておりまして、どこまでも請求権者は特許発明の実施をしようとする者ということになっておるわけでございます。実施をしようとする者がそういう申し立てがあれば、この九十三条の規定で、先ほど来長官が説明しましたように、工業審議会の意見等も聞きまして、適正に公共の利益が守られるような形で実施をするように裁定をしている、こういう手続になるわけでございます。

問題は、これは中尾先生のおっしゃるの、多分そういう実施をしようとする者が申し立てをしてくれば、そういう手続にのりますけれども、してこないときにどうするか、特許権の状態によつては、これを公益の目的に使えるように積極的に誘導するために、法定実施権とも称すべき何かそういうものでだれだれにやらせるというように規定を設けたらどうかということだとしますと、なかなかだれでもかれでも実施できるものではない。

い。問題は、非常に心配なのは、この裁定に上る時点以前のことの問題で、特許権者が非常に有力な企業であったといったような場合に、その裁定まで至らない間に問題がけりがついてしまつて、結果的に特許権の実施状況が公益にマイナスになるような、そういう動きをした場合にどうするか、こういうような問題ではなからうかというふうに思ふんです。

そういう問題だとしますと、なかなか特許全体についてその実施状況がどういうかあいになり、どういふ弊害がありと云うようなことまで積極的にとらえて運用するというのがなかなかむずかしくて、やはり一般的にそういうことが議論になり、また、そういうことを背景にしてやばり実施権者が、この実施をしようとする者がこの九十三条の裁定に持ち込みやすいような、そういう形を見ていかなきゃならぬのじゃないかというようになつてまいります。どうもあまり過去においてうまい先例もないところでございますので、このごろ物質特許ができたことに伴つて、それがどういふような運用になるのかというところを見きわめて、具体的に問題を考へていく方が私はどうも適当なのではないかと云うふうに考へて、通常この特許を実施しようとする者が出てくるならば、それ相当地に九十三条の形で処理はできるのではないかと云うのが私の九十三条についての考へ方でございます。

○中尾辰義君 まあ、大体通産省はそういうような答弁であらうとは予想しておるわけでありますが、それで聞いてみます。

それじゃ質問を変えて、裁定制度は長官もおっしゃつたように、当事者間の協議ということがまず先決である、そういうことですが、この協議の問題で中小企業が実施権を請求したような場合、大企業等が権利を持つておる、大企業と中小企業の協議ということになる。その辺になりますと、どうしても対等という立場では非常にはこれは弱いんじゃないか、中小企業の場合は、それはまづ対価の問題とか、あるいは支払い方法だとか、

実施時期だとか、ですから、そういうことで弱い中小企業のことを十分考慮して裁定制度ともあわせて採用すると、そういうことはいかがです。

○政府委員(齋藤英雄君) 裁定をいたします場合に、特許法上規定がございまして、通常実施権を与えますその範囲でございまして、どういふ範囲で与えるかという、その設定すべき範囲でございまして、あるいは対価の額、どのくらいの対価を払つて通常実施権を与えるかというふうなことでございまして、あるいはその支払いの方法、あるいは支払いの時期、こういうものもあわせて裁定をいたすわけでございまして、したがっていまして、先生の設例でございまして大企業、中小企業の場合でございしても、あるいは逆な場合でございしても、これは九十三条の場合は通産大臣でございまして、通産大臣が公平に判断をいたしまして、しかも、工業所有権審議会発明実施部会の意見も聞きまして、公平に判断をして裁定をするわけでございまして、公平に判断をして裁定をするわけではある範囲に一人入つておる。したがっていまして、私どもは均衡のとれないような裁定が下ることではないのではあるまいか、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○中尾辰義君 それじゃ、物質特許はその辺で終わります、次に、情報問題につきまして若干お伺いします。

さきの六十一国会におきまして早期公開制度が導入されたわけでありますが、この早期公開制度によつて発行される公開公報がその後のどのような状況になっておるのか、その辺からお伺いしてみたいと思ひます。

まず、この公開公報の発行部数、これは資料によりまして、四十六年に始まつてから公開公報の現在までの発行累計、これは実に三十一万二千百件、それから今後相当なかなりの増加をしていくことが示されておるわけであります。それから四十三年から見ると、わずか四年間で四倍にも発行件数が伸びておる。このような大量の公開公報が毎年発行されているわけですが、今後の見通しは

どうなつておるか、その辺からお伺いします。

○政府委員(齋藤英雄君) 公開公報は、言つてもなく、特許につきましても、実用新案につきましても、出願がありましたものにございまして一年六カ月を経過した後にございまして公開をされるものでございましてからして、出願の件数によりまして公開公報の件数が決まつてくるわけでございまして、したがっていまして、現在特許出願あるいは実用新案の出願につきまして数%、総合しまして五、六%ずつであるかと思ひますが、出願が伸びていきますので、それにつれて公開公報の件数も伸びていくというふうに考へておる次第でございます。

○中尾辰義君 それでは、件数がふえるんですから、冊数もどんどんふえておる。しかし、これはあなたのところから資料いただいたんですが、「公告、公開公報の発行毎の有料配付及び無料配付冊数の推移」というのがありますが、これ見ますと、うと、公開特許の場合、四十六年度が有料配付が一千八百八十三、四十七年度が四百六十三、四十八年度は三百九十六、四十九年度は三百七十四、このように発行ごとに見ますと、うと、だんだん減つておる。これはどういふわけでしょう。

○政府委員(三枝英夫君) お答え申し上げます。四十六年度の公開特許及び公開実用新案のそれぞれの公報でございまして、このときは四十六年一月一日からの制度が採用されて、その新法に基づきます出願について適用されたわけでございまして、遡及効として認められております外国を第一国といたします優先権主張に基づきまして日本に出願されてきたもの、これにつきましては、その出願——外国における第一国の出願時点にまで遡及して出願があつたものと日本でも認められることになつておりますので、それが集中してここに出されたということでございます。したがって、その部数がそれだけたくさん出たというところでございまして、以後の経過において若干ずつ減少しておるといふ点でございまして、これは当初、新制度の採用に基づきまして、公開公報

というのはいかなるものが出るのかという、やはり出願人、あるいは利害関係者等、全体の方の関心が非常に高かった。そういうことで有料の方の購入者数も多かったということが反映したものでございます。

○中尾辰義君　そういう答弁もあるかと思いますが、実際私は現物を見てみたんだけれども、これを見ますという、非常に見にくい。これは写真版でとってそして印刷していますから、非常に字が細かくて見にくい。これはもう大企業なんか余り使っていないんじゃないですか。そういう声さもあるんですね。そういうことでこれは減つてきているんじゃないか、こういうふうには思つたりするわけですよ。つまり、公開公報の利用価値というものが、もう少し親切がない、大変でありますし、うけれども、とにかく、出願した書類をばつと写真に写してばつとやっているものだから、どうも見えるところもありますが、虫めがねで見なきゃわからぬ、そういうところもあるように思っています。この辺のところは問題にもなっているわけですが、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(三枝英夫君)　ただいま先生御指摘のとおり、写真製版という形でやっておりますので、確かにその原版のきれいかんによりまして、見苦しいあるいは見にくいという点があることはわれわれとしても認識してございます。それとまた、最近におきます技術内容の高度化等からいきました、出願文書におきます発明の明細書等の中身、あるいはそのページ数、非常にふえておりますので、それを一年六カ月の間に処理いたしまして、その後、出願以後に出てまいりましたような補正というふうなものまで含めまして、所定の期間にとかく公開するということに運用しなすやならぬわけでございますので、やはり期間的に写真という形でやらないと間に合わない。ただし、この制度採用の当時におきましては手書きのようない状態があつたわけでございますけれども、その辺はタイプ印刷というふうな形で統一してきて

ございますので、最近はかなり改善されてきておる現状にございます。

○中尾辰義君　かなり改善しているとおっしゃるけれども、改善されてないから私はこう質問しておるわけですね。ですから、今度物質特許制度ができる、先ほど私が質問したように、物質特許制度というのは非常に強大な権限を持つわけでしょう。それが今度公報に出るわけですから、かなりこれは関心もあるかと思ひます。また、一面からいくと、そういう大事な公報でありますから、もう少し見やすく、親切にする必要があるんじゃないか、私はこう思ひます。

それで、少し資料も集めてきたんです。政務次官も長官も御存じかもしれませんが、こういう政府の出したやつは、これは大企業でも、きつき申し上げたような見にくい、虫めがねで見なきゃわからぬというので、あんまり利用してない。むしろ大企業では別にこれ見やすくつくつてゐる。これは日本鋼管の公報ですが、こういうだけでも明瞭にわかるやつが民間にはできているんです。ですから、こんなものを一応は買つても倉庫の中にしまつてあるそふですよ。そして大企業はこういうものをつくつて、ここに要約と要部と入れて、これでもつてちゃんと検索もするし、これは御存じでしょう。これ、あなた、長官が知らにや困りますよ。だから、そんなことも少しねなと思つて私はこれ持つてきたんですがね。これ、一遍見てください。

(資料を手渡す)

そういうことで、結論的には全文公開のそういう公報、それも大事でありますけれども、少し今回は処理を迅速にするということも一つの主眼であるわけでありまして、アメリカなんかに取り入れてありますところの公報の抄録とかそういうものを出版者に添付をしまして、さらにそれをまた審議官がチェックする、そういう制度をとるとのことはいかがなんでしょうか、長官。これは前回も質問ありましたけれどもね。

○政府委員(齋藤英雄君)　いま御指摘がございま

したように、公開公報自身の印刷なりあるいは図面その他見にくいものがあるというお話でございまして、私どもの方も、今後それにつきましては注意をいたしまして改良するようにいたしたいと存じます。

それから、公開公報要約を出すようにしてはどうであらうかと、こういう御質問であらうかと存じます。アメリカの例は公開公報ではございませんで、あれは公告公報の方でございまして、公告——要するに審査官が審査しまして、よろしいというものを公告いたしますが、それに対しての公報の抄録でございまして、日本の場合には公開でございまして、当然審査前のものを、要するに、出願したもの全部公開公報にいま出しておるわけでございますが、その要約ということに相なりますと、これは公開公報の要約というものとその公開公報の生のものと言ひますか、原、オリジナルと申しますか、それとがどういふふうな関係になるかということが一つ問題点がございまして。それで、公開公報の要約がまさにそのオリジナルの要部をあらわしておりまして、まさに発明の開示であるということでございますと、一つのこれは考え方になるかと存じます。

しかしながら、それにつきましては、一つはこれは出願人に当然負担をかけることに相なります。それから二番目には、その要約が適切であるかどうかということにつきまして、場合によりましては審査官の審査を要することになるかと思ひます。したがいまして、審査官に負担がある程度かかることになりまして、現行法におきましては、言うまでもなく、審査をいたしますのは審査請求がございましたものだけでございまして、先般申し上げましたように、大体六割強のものをいま審査をするということになりまして、残りのものは実は審査をしないわけでございますから、その分につきましては、審査と同様ではございませぬけれども、やはり全部一応相当程度の注意を持つて見なければいけないと同時に、あるいは場合によっては修正をしないといけないということになります。

そういう負担の問題でございますと同時に、いわゆる発明の開示そのものに本当になるのかどうかという点につきまして、たとえば、私どもちょっとむずかしいことを申し上げて恐縮ですが、特許法の二十九条の二という規定がございまして、それは、最初に願書に添付された明細書の内容といたものが非常に大きな要素になつておる条文もございまして、そういうふうなことがございまして、これは前回の昭和四十五年法の改正の中間におきまして、実は実用新案と同じように特許も要部公開でいかがであらうかという案も一時出たのでございまして、以上いろいろな点——実際に出願人が出すといたしますと、たとえば出願人の実際のことを扱つておりますある程度の団体であります特許協会でありまして、その代理人であります弁理士会でありまして、特許関係者の御意見等もいろいろございまして、最終答申では要部公開はやめまして、特許だけは全面公開に直したのでございまして、最終答申には要部公開ではなくつて、全面公開に改正をされております。

そういうふうな経緯もございまして、私どもこの考え方、やり方いかんによりましてはある程度の考え方ではあるまいかと、そういう言い方は非常に失礼でございまして、あるアイデアではあるまいかと考えております。そういうふうな経緯と、それからそれに関係をいたします特許庁のみならず、その特許庁を取り巻く関係者一同の御意見も慎重に聞いて決めまさんと、この問題は円滑に運行がでないのじゃないかということも考えられますので、私どももいたしましては、一つの考え方であらうかとは思ひますけれども、その辺の意見を十分踏まえて、十分御意見をお聞きしまして、あるいは御意見を調整いたしましてその上で結論を出したいというふうな考えでおる次第でございまして。

○中尾辰義君　まあ、長官の答弁も承りましたけれども、私は現実にはそこに見せてあげましたように、現実には余り使つておらぬのですよ。現実ほど強いものはありませんよ、やつぱり。だから、せ

つかつくするんだから、みんなが喜ぶようなものをつくって、情報は早くやって整備した方がいいんじゃないかと思うわけです。情報の問題につきましてもいろいろとお考えになっていらつしやるようですが、将来マイクロ化すると、マイクロ化するにしても、そういうものが当然これは要るんじゃないか、その辺のところがどうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在、公開公報のみならず、それ以外の諸外国の特許文献あるいは非特許文献等、いろいろ文献の数はますます多くなつてきております。したがって、これを現状のままに置きましては、その整理と申しますか、あるいは分類と申しますか、あるいは審査官が審査をいたします場合に、その審査官が審査をする場合の手だてにどういうふうに使つか、ということ等をすべて含めまして、現状のままに推移することは私どもの方としてもいろいろ考えなきやいけな問題が非常に多いかと存じます。その一つの方法といたしまして、マイクロ化ということも私どもは考えておりますが、その場合におきましても、いまの要約あるいはそれ以外の方法でその内容を的確にあらわし、かつコンパクトのものができますれば、スペースの問題もまた解決の一助になります。ということも考えますので、そういうことにつきましては、いろいろ各方面の御意見を聞きまして、前向きの方で検討いたしたいと考えております。

○中尾辰義君 だからこの前の改正法のときも、これは情報の問題が問題になって、また、わが党の近江委員なんかも鋭く質問しておるわけです。それからもうすでに数年たつて、何をやっていらつしたのか。工業所有権審議会の答申にも出てこなかったとおっしゃるけれども、最初から諮問したのかどうか。ですから、やはりあなたはいま前向きに検討するような意味の答弁があらましたけれども、これからどうなさるつもりですか。これからの計画といえますか、こういつたようなものを取り入れていくのか、いくとすればどういうふうにするのか。意見は意見として当然聞かなければなりませんが、その辺のこれからの構想で

すね。しかし、自分こんなものはだめだというふうな考えていらつしやるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(齋藤英雄君) 先ほど申し上げましたように、内外国を問わず特許文献、非特許文献の量が非常にふえておりますと同時に、また、その質も非常に複雑になっておりますので、いまのままの状況でいくことはだんだんむずかしい事態になつております。したがって、たとえばマイクロ化一つの問題につきましても、私どもの方は、一部のものはすでに実施しておりますけれども、これから逐次計画をつくりまして、そのマイクロ化につきましても前進をさせていきたいと思つております。

それからなお、この膨大な文献のいわゆる整理、端的に言いますと分類方法ということになります。が、そういうことにつきましても、現在のままの分類方法ではいろいろ問題もございまして、それにつきましてもこれは国際的に合わせるような分類の方法も考えておかなければいけない等、いろいろ諸般の情勢もございまして、現在庁内でその方面につきまして関係のスタンダードグループをつくりまして検討いたしております。その検討の進み方と相持ちまして実現をいたしていきたいというふうな考えております。

○中尾辰義君 その検討が進むにつれて実現の方向に持っていきたい、こういうわけですね。そうすると、まあこういうことも実現したいと、こういう方向なんです、方向だけは。

○政府委員(齋藤英雄君) 先生からお話ございましたが、私どもの理解では、いま申し上げましたように内外文献の整理、分類その他あるいはマイクロ化等を含めましてそういうことを計画的に前向きに進めていきたい、こういうふうな考えておるといふことでございします。

○中尾辰義君 それじゃ委員会では結論も出ぬようですが、いづれにしてもこのままの状態では、先ほども言いますようにせつかくの公報が余り利

用されていない。そして、私がいま見せたような現実が物語つておるように、特許庁が出したものをさらにまた企業の内部においてそれを書き直している、その辺を考えた上で前向きに検討するということですが、その検討がいつ終わるのやら、また、これを工業所有権審議会にかけるといふことになりまして大体いつごろの見通しになるのですか、大体のそのめどですね。何もこの要約だけじゃありませんが、マイクロ化をするにしても予算も要することですけれども、大体いつごろになるのですか。その辺のめども一通話をしてもらわぬと、ただ前向きに検討して、それから実現をしたい、これだけではどうも納得できません。いかがです。

○政府委員(齋藤英雄君) 現在膨大な文献があつて、私どもの方もこのままではいけないということとを申し上げておりますが、私どもの一応のめどといたしまして、これは非常に先行きでむずかしい問題ではございしますけれども、ある時点におきましては特許協定条約というものに入ることを考えております。その場合には、当然各種の文献のある程度の文献を整備をいたしまして、分類をしまして、これを審査にも使いますし、あるいは民間の方にも利用していただくということをしなければいけませんので、その時期以前にその整備を終わりたいというふうな考えております。

なお、これにつきましては、蛇足ではございすけれども、そういう関係を含めまして、いわゆるPOT、TITの関係の国内関係の書類整備等も含めた実地調査官を、来年度昭和五十年年度から一人専任に置くように私どもは考えております。

そういう機構改正の関係も、現在審議中の予算の中に含まれておるわけございまして、そういうことと相まちまして、本計画を進めていきたいというふうな考えております。

○委員長(林田修紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。○委員長(林田修紀夫君) 参考人の出席要求に関

する件についてお諮りいたします。特許法等の一部を改正する法律案の審査のため、明後二十日、日本特許協会専務理事岡野一郎君、弁護士松本重敏君、弁理士会会長小橋一男君、発明団体連合会常務理事北岡實君、武田藥品工業株式会社専務取締役立岡末雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(林田修紀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小業者の危機打開緊急施策に関する請願
(第一三四九号)

第一三四九号 昭和五十年二月二十八日受理
中小企業の危機打開緊急施策に関する請願
請願者 長崎県佐世保市松川町二ノ九 中
島好登外十六名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五七一号と同じである。
三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、商品取引所法の一部を改正する法律案
商品取引所法の一部を改正する法律案
商品取引所法の一部を改正する法律案
商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の二」に、「第九十七条の六」を「第九十七条の十六」に、「第四百二十二条」を「第四百二十二条の二」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「商品」とは、品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、かつ、相当期間の貯蔵に耐える物品のうち取引の状況を考慮して政令で定める物品をいう。

第三十六条の見出し中「払戻」を「払戻し」に改め、同条第一項中「払戻」を「全部又は一部の払戻し」に定める。

第四十一条に次の一項を加える。

4 第一項の許可は、四年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第四十二条第一項中「許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「附する」を「付する」に改める。

第四十三条第一項中「許可を受けようとする」を「許可(同条第四項の許可の更新を含む。次条第一項において同じ。を受けようとする)」に改める。

第四十四条第一項中「次の各号」の下に「(許可の更新の申請にあつては、第二号及び第三号)」を加える。

第四十五条第一項中「処分」の下に「(同条第四項の許可の更新に係る処分を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第四十六条第三項中「第七項まで」の下に「、第四十二条」を加える。

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 商品取引員は、その者が売買取引する商品市場に上場する商品(当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で第二十三条第一項の政令で定めるものを含む。)の売買等の業務及びこれに附帯する業務以外の業務(以下「兼業業務」という。)を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を取引所を経由して主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係

(他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。)を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

(勸告)

第五十条の二 主務大臣は、商品取引員の商品市場における売買取引の受託に関する業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つてゐる法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五十二条第一項中「同項の許可」の下に「(同条第四項の許可の更新を含む。)」を加え、「その許可」を「同条第一項の許可」に改める。

第五十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十一条第四項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

第五章中第五十四条の次に次の一条を加える。

(受託に係る財産の管理)

第五十四条の二 商品取引員は、商品市場における売買取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものに限る。)の価額に相当する財産については、主務省令で定めるところにより、これを管理しなければならない。

第八十六条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 取引所は、当該取引所の開設する商品市場に

おける一の会員の自己の計算による売買取引であつて決済を結了してゐないものの数量が商品ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その商品市場における売買取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第九十条中「買占、売り、ずい」を「買占め、売崩し」に、「行われ」を「行われ若しくは行われるおそれがあり」に、「形成され」と認め「る」を「形成され若しくは形成されるおそれがある」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十一条の見出しを「受託業務を行う場所の制限」に改め、同条第一項中「場所」を「商品市場における売買取引の委託を受けては」を「場所」を「その受託業務を行う場所」としては」に改める。

第九十一条の二の見出しを「(外務員)」に改め、同条第一項中「その者」について当該商品取引員が取引所の行なう外務員の登録を受けているもの以外の人に「を削り、場所」を「場所」でその商品取引員のために「に、委託を勧誘させては」を「受託又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という。))について、取引所の行なう登録を受けなければ」に改め、同条第三項中「委託の勧誘」を「受託若しくは委託の勧誘」に、「委託を勧誘させる」を「受託若しくは委託の勧誘を行わせる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の登録に係る者(以下「登録外務員」という。))の資格」を「登録外務員の資格、その属する営業所」に、「行なわなければ」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員(以下「登録外務員」という。))以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 登録外務員は、前条第一項の営業所以外の場所所て商品取引員のために商品市場における売買取引の委託を受けようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ売買取引の受託の条件その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

6 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における売買取引の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第九十四条第二項を削る。

第九十七条の二第二項を次のように改める。

2 前項の受託業務保証金の額は、次項に規定する場合を除き、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 本店につき六十万円以上九百万円以下で商品ごとに政令で定める金額と受託業務を行う従たる営業所につき当該営業所の数に二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定める金額を乗じて得た金額との合計額

二 受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了してゐないものの数量及び当該商品市場における当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準として、その月の末日において、主務省令で定める方法により算出した額

第九十七条の二第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「第二項に規定する割合による」を「従たる営業所に係る第二項第一号の政令で定める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 商品取引員が主務大臣が指定する者(以下「指定弁済機関」という。))と、当該商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合に指定弁

済機関が当該商品取引員に代わつてその債務の額のうち前項第二号に規定する額に主務省令で定める率を乗じて得た額（以下「最低弁済額」という。）以上の額につき当該売買取引を委託した者に対し弁済する契約（以下「弁済契約」という。）を締結しているときは、第一項の受託業務保証金の額は、前項第一号に規定する額と同項第二号に規定する額から最低弁済額を控除した額との合計額とする。

第九十七条の四「第九十七条の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいづれが多い額」を「第九十七条の二第二項又は第三項に規定する額で前月の末日におけるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商品取引員は、当該商品取引員が締結している弁済契約の失効その他の理由によりその受託業務保証金の額につき第九十七条の二第三項の規定が適用されないこととなつたため、受託業務保証金の預託額が同条第二項に規定する額で前月の末日におけるものに不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならぬ。

第九十七条の五第一項中「第九十七条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「同条第二項又は第三項」に、「又は前月の末日における預託基準額のいづれが多い額」を「で前月の末日におけるもの」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第五十一条」を「同条第四項若しくは第五十一条」に改める。

第九章中第九十七条の六の次に次の十条を加える。

（指定）

第九十七条の七 第九十七条の二第三項の指定（以下単に「指定」という。）は、商品取引員が商品市場における売買取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わつてその債務に当該売買取引を委託した者に対し弁済する業務（以下「弁済業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 弁済業務に係る商品市場

四 役員の名

五 社員の氏名又は商号

3 前項の申請書には、定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（指定の基準）

第九十七条の八 主務大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。

二 申請者が商品取引員のみを社員とするものであること。

三 申請者の定款に弁済業務のための基金及びその基金に充てるための社員からの負担金の徴収に関する事項が定められていること。

四 弁済業務の実施に関する計画が適正であり、かつ、その計画を遂行することが確実であると認められること。

五 申請者が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

六 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第二十四条第一項第一号から第六号までの一に該当する者

ロ 指定弁済機関が第九十七条の十六第一項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

（変更の認可）

第九十七条の九 指定弁済機関は、第九十七条の七第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（社員の加入）

第九十七条の十 指定弁済機関は、商品取引員が指定弁済機関に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の社員である商品取引員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

（弁済契約の締結等）

第九十七条の十一 指定弁済機関は、社員である商品取引員から弁済契約を締結すべき旨の申出があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その商品取引員と弁済契約を締結しなければならない。

2 指定弁済機関は、弁済契約の締結、内容の変更、解除又は失効があつたときは、遅滞なく、主務大臣及び取引所に報告しなければならない。

3 指定弁済機関と弁済契約を締結している商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その商品取引員が当該受託に係る債務を弁済することができないときは、指定弁済機関に対し、その弁済契約において定める額につき弁済すべきことを請求することができる。

（弁済業務規程）

第九十七条の十二 指定弁済機関は、弁済業務に関する規程（以下「弁済業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 弁済業務規程には、弁済業務のための基金の管理に関する事項、その基金に充てるための社員からの負担金の徴収の方法に関する事項、弁済契約の締結及び履行に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可をした弁済業務規程が弁済業務の適正かつ確実な運営上不適当となつたと認めるときは、その弁済業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第九十七条の十三 指定弁済機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定弁済機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（報告徴収等）

第九十七条の十四 主務大臣は、指定弁済機関の弁済業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定弁済機関に対し、その業務又は財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定弁済機関の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適合命令）

第九十七条の十五 主務大臣は、指定弁済機関が第九十七条の八第二号、第四号又は第六号の規定に該当しないこととなつたと認めるときは、指定弁済機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第九十七条の十六 主務大臣は、指定弁済機関が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 并済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第九十七条の九、第九十七条の十、第九十七条の十一、第二項若しくは第二項、第九十七条の十二、第二項又は第九十七条の十三の規定に違反したとき。

三 第九十七条の十二、第二項の認可を受けた并済業務規程によらないで并済業務を行ったとき。

四 第九十七条の十二、第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

2 第十五条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二百三十三条中「第四十一條第一項の許可」の下に「（同条第四項の許可の更新を含む）若しくは第四十六條第一項の許可」を加え、「附された」を「付された」に、「同項」を「第四十一條第一項若しくは第四十六條第一項」に改める。

第二百三十七條中「この法律の施行に関する」を「主務大臣の諮問に応じ商品取引所に関する」に改める。

第十五章中第四百四十二條の次に次の一條を加える。

（政令への委任）

第四百四十二條の二 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十六條中「第五十二條第三項」の下に「第九十七條の十六第二項」を加える。

第四百四十八條第一項中「第二條第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により」を「第二條第二項の」に、「又は当該商品に係る商品取引員」を「、当該商品に係る商品取引員又は当該商品のみに係る并済業務を行う指定并済機関」に、「取引所については」を「取引所又はこれらの商品に係る并済業務を行う指定并済機関については」に改める。

第五百二十二條中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第五百三十三條中「三十万円」を「百万円」に改める。

第五百三十四條第一項及び第二項中「賄ふ」を「賄ふ」に改め、同条第三項中「賄ふ」を「賄ふ」に、「申込」を「申込み」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第五百五十五條中「十萬元」を「五十萬元」に改める。

第五百五十六條中「十萬元」を「五十萬元」に改める。

第五百五十七條中「十萬元」を「五十萬元」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五百五十九條中「五萬元」を「三十萬元」に改め、同条第二号中「又は第八十二條」を「、第八十二條又は第九十一條第一項」に改める。

第六百六十條中「左の」を「次の」に、「五萬元」を「三十萬元」に改める。

第六百六十一條中「三萬元」を「十萬元」に改め、同条第一号中「第九十一條第一項、第九十一條の二第一項又は第九十七條の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む）」を「第九十一條の二第二項又は第九十七條の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む）」に改め、同条第二号中「第四十七條第一項」の下に、「第四十七條の二」を加え、「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第三号中「第九十九條」を「第九十七條の十四第一項又は第九十九條」に改め、同条第四号中「第二百二十條」を「第九十七條の十四第一項又は第二百二十條」に改める。

第六百六十二條中「三萬元」を「十萬元」に改める。

第六百六十四條中「一萬元」を「三萬元」に改める。

第六百六十五條中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「三萬元」に改める。

第六百六十六條中「五千元」を「三萬元」に改め、同条第一号及び第二号中「第五十二條第三項」の下に、「第九十七條の十六第二項」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第一条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一條第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、「商品取引法のの一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければ、又はその更新後四年ごとに」とする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七條の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第三十一号中「（売買取引の受託の許可）の商品市場における売買取引の受託の許可」の下に「（許可の更新を除く）」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「、及び指定并済機関を指定し」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第八条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二十七号中「行なう」を「行う」に改め、「及び」を削り、「許可を与え」の下に「、及び指定并済機関を指定し」を加える。